

# 武蔵野市のコミュニティ政策（政策転換期） ——コミュニティ構想・自主3原則・コミュニティ協議会・ 行政の役割の変化——

高 田 昭 彦

## 目 次

はじめに	18
1. 第5期コミュニティ市民委員会	18
1-1. 『第5期コミュニティ市民委員会 討議要綱』	19
『討議要綱』に示された考え方=コミュニティづくりに関する基本的な考え方	20
1-2. 『第5期コミュニティ市民委員会 答申』	22
武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯と問題点	22
新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり	23
新世紀の「コミュニティづくり」へむけての市民と行政の役割	24
コミュニティセンターの役割と機能	24
武蔵野方式のコミュニティづくりを「市民条例」に	26
2. 『第5期コミュニティ市民委員会 答申』後のコミュニティづくり	26
2-1. 「コミュニティ条例」の制定	27
コミュニティの定義の拡張	27
指定管理者によるコミュニティセンターの管理	28
コミュニティ評価委員会の設置	29
武蔵野市地域情報化計画検討委員会	31
新世紀委員会	31
2-2. コミュニティ研究連絡会の活性化	33
2-2-1. ホームページ部会	34
2-2-2. コミュニティのあり方懇談会	34
第1期コミュニティのあり方懇談会 (2000.12 - 2002.4)	34
第2期コミュニティのあり方懇談会 (2002.6 - 2003.3)	35
第3期コミュニティのあり方懇談会 (2003.5 - 2004.4)	36

2-3	コミュニティ評価委員会	36
	コミュニティ協議会による「自己点検・自己評価」のプロセス	37
	第2期武蔵野市コミュニティ評価委員会による評価の方向	38
3.	「第6期コミュニティ市民委員会」設置までのコミュニティづくり	
3-1.	「第4期あり方懇」から「第7期あり方懇」にかけて	40
	第4期コミュニティのあり方懇談会（2004.5 - 2005.4）	40
	第5期コミュニティのあり方懇談会（2005.5 - 2006.4）	41
	第6期コミュニティのあり方懇談会（2006.5 - 2007.4）	42
	第7期コミュニティのあり方懇談会（2007.5 - 2008.4）	43
3-2.	第6期コミュニティ市民委員会設置までのコミュニティづくりの状況	45
	討議課題から見られる「あり方懇」と行政との関係	46
4.	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会と第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会	48
	2008年から2010年にかけてのコミュニティづくりの状況	48
4-1.	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会	48
	コミュニティ協議会の役割・機能について	49
	行政の役割について	50
	コミュニティの活性化について	51
	その他に議論されたこと	51
4-2.	第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会	52
	評価によって顕われてきたコミュニティ協議会像	52
	今後の評価に向けて	53
4-3.	「第8期あり方懇談会」～「第10期あり方懇談会」	54
	第8期コミュニティのあり方懇談会（2008.5～2009.4）	54
	第9期コミュニティのあり方懇談会（2009.5～2010.4）	55
	第10期コミュニティのあり方懇談会（2010.5～2011.4）	56
5.	3・11後の武蔵野市のコミュニティづくりの施策	58
5-1.	3つのあり方懇談会	58
	第11期コミュニティのあり方懇談会（2011.7～2012.4）	58
	第12期コミュニティのあり方懇談会（2012.6～2013.4）	59
	第13期コミュニティのあり方懇談会（2013.5～2014.4）	59
	3つの「あり方懇」から見えてくるもの	60
5-2.	長期計画で描かれたコミュニティ像	62
	武蔵野市第5期長期計画（2012年度～2021年度）	63
	第4期長期計画・調整計画（2008～2012）	64

5-3. 武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会(2013.9～2014.12) .....	65
これからの地域コミュニティ検討委員会におけるコミュニティづくりの新しい展開 .....	66
『提言』での行政の位置づけとコミュニティセンターの機能 .....	68
6. 武蔵野市のコミュニティ政策を振り返って .....	71
6-1. 「コミュニティ構想」実現のためのコミュニティ諸施策 .....	71
6-2. 行政の登場によるコミュニティづくりの変化 .....	73
6-3. コミュニティ協議会のコミュニティづくりでの役割の変化 .....	75
小括 .....	76
注 .....	76
引用文献 .....	77
武蔵野市におけるコミュニティづくり年表(政策転換期)(1996年—2014年) .....	78

## はじめに

本論文は、「武蔵野市のコミュニティ政策（基盤整備期）——“コミュニティ構想”に込められた想い——」（2011年）、および「武蔵野市のコミュニティ政策（政策定着期）——コミュニティセンター建設からコミュニティづくりへ——」（2014年）に続く第3弾目である。

前論文では、武蔵野市の職員がまとめた『報告書：成熟社会におけるコミュニティの在り方』（1988年）において、「これまでにコミュニティの運営に携わってこられた方々のみならず、地域で環境問題や子育て、福祉などの活動に踏み出そうとしている多様な市民、専門家などの参加を得て、新世紀は、誰もが介護や子育てなど、地域社会における「公」的な仕事の担い手であり、また、担われる人でもあるような、豊かな地域社会を築いていくための「場」としてのコミュニティのありようの論議が深められることを期待する」（『報告書』：24）とあり、これらの論議の行われるところとして、『報告書』は「第5期コミュニティ市民委員会」の設置を要望していることを示した。

すなわち「21世紀のコミュニティづくりに向けて、「コミュニティ構想」など様々な仕組みのリニューアルが「第5期コミュニティ市民委員会」に期待されている」（高田2014：152）、つまりこれまでのコミュニティづくりが転換期に差しかかっているのである。本論文はここから出発する。

### 1. 第5期コミュニティ市民委員会

当委員会が発足したのは1999年5月21日である。その時の「設置要綱」によると、設置目的は第1条に「武蔵野市のコミュニティ構想は、昭和46年に策定されてから、既に四半世紀を経過し、社会状況や市民の意識が大きく変化してきているため、理念を継承し、新世紀に相応しいものリニューアルするため、第5期コミュニティ市民委員会を設置する」とある。

またその任務としては、第2条に「委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討し市長に提言する」とある。その諮問事項とは、以下の5つである。

- 1) 新世紀の成熟社会におけるコミュニティの在り方について。
- 2) コミュニティ（民）と行政（公）の協働について。
- 3) コミュニティ条例案に盛り込む事項について。
- 4) コミュニティ協議会の役割と機能について。
- 5) コミュニティセンター運営の指針。

これに対して「委員会」は、合計14回の委員会、5回の条例起草部会、11回の一般市民、コミュニティ協議会、コミュニティ研究連絡会とのヒアリング・意見交換会、コミュニティ協議会役員と市民社会福祉協議会・ボランティアセンターに対するアンケートの実施等を行った。また職員の

ワーキンググループとの討議も行い、1999年11月に『討議要綱』を出した。その『討議要項』に関する全市的な市民ヒアリング・意見交換会を2回もち、2000年5月に『答申案』を提示した。さらにその『答申案』に対する一般市民対象のヒアリング・意見交換会を1回、加えてFAXやメールで広く市民の意見を聴取し、2000年7月に市長に『答申』を提出した。

『答申』では、「Ⅰ. 武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯と問題点」を指摘した後、「Ⅱ. 新世紀における成熟した社会におけるコミュニティづくり」として「①新世紀の「コミュニティづくり」へむけての市民と行政の役割、②コミュニティセンターの役割と機能、③武蔵野方式のコミュニティづくりを「市民条例」に」（『答申』：5-15）について提言している。

メンバーは、学識経験者、市民団体の代表、企業人、弁護士など11人で、筆者が委員長を務めた。市側からは事務局として4人（その内人事移動のため3人が入れ替わった）、ワーキングスタッフとして10人の職員が参加した。

では「委員会」で、「武蔵野市におけるコミュニティづくり」について如何なる考えが示されたのかを、先ず『討議要綱』の段階から見ていこう。

### 1-1. 『第5期コミュニティ市民委員会 討議要綱』

先ず『討議要綱』では、「コミュニティ構想」後のほぼ30年の実績を、「武蔵野市におけるコミュニティづくりは、市民参加と市民自治を根幹とする「コミュニティ構想」（1971年）を理念とし、「自主参加」、「自主企画」、「自主運営」の3原則を活動の指針として、1976年以来市が建設したコミュニティセンターを拠点に、市民自身の手によって推進されてきた」（『討議要綱』：1）と捉えている。

そこでの「コミュニティづくり」とは、「市民一人一人が自分の目を見て、考えて、自己責任で行動することを基礎に、市民どうしが手を取り合って交流・連帯し、自ら力をつけ、パートナーとしての行政と協働しながら、自分らしさを生き活きと発揮できる、健康で快適な誰にとっても住みよい暖かいまちをつくること」（同）と規定している。

そしてこの『討議要綱』のテーマを、「市民と行政のパートナーシップに基づくコミュニティづくり」とした。

また「本委員会は、武蔵野市の「コミュニティ構想」の理念を継承しながら、それを新世紀に相応しいものにリニューアルすることを検討する」として、その「コミュニティ構想」のリニューアルは、新たな「コミュニティ条例」づくりの中にも実現されると、全体の方向性を示した。

以上の考えにより、先に諮問された5項目を検討していったのであるが、その結果は『答申』に譲ることにして、ここでは『討議要綱』に示されたコミュニティづくりに関わる基本的な考え方の特質を述べていく。

### 『討議要綱』に示された考え方＝コミュニティづくりに関する基本的な考え方

それは以下の8つにまとめられる。①「コミュニティ協議会」の新たな把握について、②「自主3原則」の「自主」の捉え方について、③パートナーシップ形成の問題点について、④「協議会」がNPO組織と対比されることによって浮かび上がってくるチェックポイントについて、⑤コミュニティセンターの運営の指針について、⑥禁止すべき「営利」行為について、⑦コミセンに関わる不満や苦情への対応について、⑧「コミュニティ条例」に関して。それでは個々の内容について見ていこう。

まず、①「コミュニティ協議会」の新たな把握について。「コミュニティ構想」後の社会変化には、高齢化・少子化、地方分権の促進、行財政改革、企業の社会貢献活動、行政がカバーできない領域へのボランティア活動の参入、「公設民営」の市民活動サポートセンターの登場などいろいろあるが、活動の担い手の面から見ると、NPO（民間非営利組織）の法制化によりそれまで行政が担っていた公的領域に民間のNPOが参入してきたことが大きい。

NPOは、社会的な課題解決をミッションとして、市民間のネットワークを社会的資源として生まれてきたアソシエーションである。一方「コミュニティ協議会」に目を移すと、これは武蔵野市から「公共的団体」と認められて、当該地域のコミュニティセンターの管理・運営を市から委託されると同時に、当該地域の拠点として「自主3原則」に基づいてそこでの課題解決を通してコミュニティづくりを目指すことを期待された団体である。従って「コミュニティ協議会」は、実質的に、地域の課題解決に取り組む（武蔵野市が認証したNPO法人）（同：10）と捉えることができる。

このように捉えると、「コミュニティ構想」後の社会変化に対応した「コミュニティ協議会」の役割と機能という諮問を考えると、NPOの特質を参照しながら「コミュニティ協議会」を考えることができる。具体的には、行政とのパートナーシップの在り方、組織形態・マネジメント、メンバーのリクルート、ボランティアとの接し方、イベント等による資金の集め方、自己の活動の客観的評価などは、NPOの特質から考えることができる。NPOを支える社会的装置は、「コミュニティ協議会」を支える社会的装置を考えるとにも有効であろう。

第2に、②「自主3原則」の「自主」の捉え方について。それは、「コミュニティづくり」に関する「自主」であり、言い換えると「“地域の全住民のための住みよく暖かいまちづくり”という公的な目的を、一市民として主体的に担うという押さえきれない意志」（同：5）である。これは「自らの意思で決断し実行し、その結果については自分自身と地域に対して責任を負うという責任感を伴った自主性」（同）である。つまり行動の規範としての「自主3原則」とは、「自主」の気概をもってコミュニティづくりに参加し、企画し、運営していくことである。

第3は、③「パートナーシップ形成の問題点」について。「協議会」と行政がパートナーとして対等な関係でコミュニティづくりに取り組めるにはいくつかの条件がある。行政は資金、人材、情報、時間、専門的知識の点で、「協議会」に優っている。そこで対等性を保証するには、「1）両者

がお互いを知ること、2) 市民の力を高めるための仕組みを準備すること、3) 両者が協働する場(共通のテーブル)を用意すること、4) 両者の協働について評価し次回に備えるフィードバック機構を用意すること、5) 以上を可能にするための行政の対応(担当課の縦割りを越えた体制づくり、人材や学習の場を用意する、市民が自己評価できるための情報とノウハウを提供する等)が必要であること」(同:7.9)という条件が必要になる。

ここで上記4)をより可能なものにするために、「実施されたコミュニティづくりに関する諸施策に対して、客観的な評価を目指す〈コミュニティ活動評価委員会〉を設置する。この委員会は協議会と行政に対して、オンブズマン的機能を果たす。メンバーは、当該施策から影響を受けない立場にある公募市民、行政、議員、学識経験者によって構成される」(同:9)が提案されている。

第4に、④「協議会がNPO組織と対比されることによって浮かび上がってくるチェックポイント」について。そのチェックポイントとしては、「協議会」は「1) 達成すべき目標をはっきりと自覚し、その目標が外部の人たちから見えるようになっているか、2) 継続的な活動を保証するための組織になっているか、3) 市からの補助金を有効に使っているかを評価する仕組みをもっているか、4) 自らの活動について適切な情報公開を行っているか、5) 地域の課題について行政に対して提言できる能力をもっているか、6) 新しいメンバーの開拓に積極的に取り組んでいるか、7) 運営委員の固定化を防ぎ、組織の柔軟性を保つ努力をしているか」が考えられている。(同:10-13)

第5に、⑤「コミュニティセンターの運営の指針」について。これは「協議会」によるコミュニティづくりの指針でもある。具体的には「1) すべての過程がオープンであること、2) 課題別に地域団体のネットワークが発達していること、3) 地域と住民の特性を大切にすること、4) 個々の能力が発揮できるようになっていること、5) 一人一人が尊重されホンネでつき合える人間関係があること、6) 地域の全員の利益に還元できる活動であること等」が挙げられている(同:14)。

第6に、⑥「禁止すべき「営利」行為」について。『討議要綱』ではそれを「営利を目的とする個人および団体の行為、教授を営利で行う団体および教授を日常の稼業としている講師が主催する教室、講座等」と規定した。しかし微妙なところもある問題なので、基本的には「営利であるか否かは、各コミュニティ協議会の判断に任せる」としている。その理由は、各コミセンでその都度考えるという自主的態度こそ大切で、一律に基準を決めてそれに従うという自らの判断の停止は避けるべきだと考えているからである。(同:16)。

第7に、⑦「コミセンに関わる不満や苦情への対応」について。これはコミセン全体の問題として、個々のコミセンが個別に対応するのではなく、コミセンの連合組織である「コミュニティ研究連絡会」(以下「コミ研連」と呼ぶ)に専門部会を設け、そこが対応するのが妥当ではないかと考えた。具体的には「コミ研連」に「苦情処理専門部会」の設置を提案した。そこには第三者的立場の公募市民、市役所職員、有識者が含まれていることが望ましい(同:17)。

最後に、諮問事項の一つである⑧「コミュニティ条例」に関して。この作成プロセスこそ「コミュニティ構想」のリニューアルという要請を実現する場であると捉えた。つまりNPO法の登場によって新しく公共を担うようになった市民たちが、結集し、行政と協働しながら「市民社会」・「市民自治」を実現するプロセスを推進する枠組みを、条例として支援し見えるようにするものである。言い換えると、「コミュニティ構想」は「コミュニティ条例」の中で、21世紀という時代に適合する新しい生命を吹き込まれてリニューアルされるのである。（同：17）

これらの「委員会」からの提案やものの見方を巡って、一般市民、コミセン関係者、市役所職員、コミ研連の役員等からの様々な意見を集約しながら、『答申』がつくられていった。なおこの『答申』（2000年7月）の前に、『答申案』（2000年5月）が公表されている。その公表の後、一般市民との意見交換会等がもたれているが、ほとんど変更点はなかったため、ここでは『答申』に焦点を合わせて述べることにする。

## 1-2. 『第5期コミュニティ市民委員会 答申』

『答申』では、「自主参加・自主企画・自主運営の「自主3原則」と「情報公開」とを2本の柱として、市民の役割、コミュニティ協議会の役割、行政の役割、コミュニティ研究連絡会の役割を明らかにし、コミュニティセンターが今後果たすべき役割と機能」（同：前文）について述べている。さらにそれらを踏まえて「市民主体のコミュニティづくりを明確に謳った「コミュニティ市民条例」を新たに策定すること」（同）を提案している。そしてこれが、「「コミュニティ構想」と「自主3原則」を現代に活かした21世紀の武蔵野市のコミュニティ施策の指針となる」（同）と捉えている。

なお、『討議要綱』で示された市民委員会として市からの諮問に取り組む際の「テーマ」（市民と行政のパートナーシップに基づくコミュニティづくり）、諮問全体の方向性（コミュニティ構想のリニューアル）、コミュニティづくりの規定（本論文5ページ）は、そのまま継承されている。

### 武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯と問題点

それでは個々の諮問項目への対応を見ていこう。まずは、その前提となる「武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯と問題点」である。ここでは4点挙げられている。それは、①武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯、②武蔵野市におけるコミュニティづくりの特徴、③武蔵野市のコミュニティづくりをめぐる状況の変化、④武蔵野市におけるコミュニティづくりの問題点、である。

まず、①「武蔵野市におけるコミュニティづくりの経緯」である。これは既に述べてきたことであるが、1971年の「武蔵野市基本構想・長期計画」の中で提起された「コミュニティ構想」が、武蔵野市のコミュニティづくりの原点である（同：2）。それを基に1976年から「コミュニティセ



ンター」が建設され、それを管理・運営する「コミュニティ協議会」がコミュニティづくりの核として位置づけられた。その過程で、「コミュニティセンターづくり」の基本原則であった「自主3原則」が、「コミュニティづくり」の基本原則とも見做されるようになったのである。

第2は、②「武蔵野市におけるコミュニティづくりの特徴」に関してである。それは、コミュニティ協議会が「コミュニティセンターという公共的施設の管理運営を市から委託され、またコミュニティづくりのための補助金を市から交付されながらも、行政の支配を受けない自由なコミュニティづくりの活動を保証されている」(同)という点にある。つまりコミュニティづくりは、市民の自発的な「参加」によって「企画」・「運営」されるコミュニティ協議会が、コミュニティセンターを拠点に行い、行政は「黒子」役に徹するのである。

第3は、③「武蔵野市のコミュニティづくりをめぐる状況の変化」である。「コミュニティ構想」が生まれたのは1970年代の初頭、すなわち高度経済成長の末期であった。当時は仕事の忙しさから、「本来は自分の生活の重要な一部であるはずのコミュニティに対する関心」(同：3)は低かったが、1990年代になって物質的な豊かさがさらに進み、また経済成長の鈍化にともなって、「心の豊かさ・質的豊かさ」(同)を相対的に重んじるようになり、これまでコミュニティづくりに「関われなかった／関わりたくなかった人々」(同)の間にこの関心が生まれ始めてきた。また少子化と高齢化は、武蔵野市では全国水準を上回るスピードで進行しており、地方分権の動きも加速していた。これらは「構想」実現にとって追い風になる。しかしマイナスの動きもある。

それが最後の④「武蔵野市におけるコミュニティづくりの問題点」である。ここでは2つ挙げられている。1つ目の問題点は、「コミュニティづくりに既に携わってきた住民」と「コミュニティづくりにまだ携わっていない住民」との間に「一種の壁が存在していること」(同：4)である。これはコミュニティ活動への参加者が固定する危険性である。2つ目は、「黒子」と言われるままに、「コミュニティづくりにおける行政の役割と責任がこれまで極めて曖昧であった」(同：5)ことである。このままでは市民と行政がパートナーシップを組むときにも、実態が分からず障害になる可能性がある。

以上の現状認識の上に、諮問された「新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり」を考えることになる。

### 新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり

諮問内容を再確認すると、次の5点であった。すなわち「①新世紀の成熟社会におけるコミュニティの在り方について。②コミュニティ(民)と行政(公)の協働について。③コミュニティ条例案に盛り込む事項について。④コミュニティ協議会の役割と機能について。⑤コミュニティセンター運営の指針。」である。

『答申』では、①と②を「新世紀の「コミュニティづくり」へむけての市民と行政の役割」、④と⑤を「コミュニティセンターの役割と機能」、③を「武蔵野方式のコミュニティづくりを「市民条例」

に」と3点にまとめて提言している。

### 新世紀の「コミュニティづくり」へむけての市民と行政の役割

まず、「新世紀の「コミュニティづくり」へむけての市民と行政の役割」を考える。それについては、新世紀に向けてどんな「コミュニティづくり」の活動をすればよいか、そこでの「コミュニティづくり」の担い手たちの役割を考えなければならない。その担い手として『答申』では、①市民、②コミュニティ協議会、③行政、④コミュニティ研究連絡会を設定した。

また、「コミュニティづくり」の活動自体を考える時に、コミュニティを成立させる条件として、「地域性」「いい関係」「開かれていること」を設定し、「コミュニティ」を「ある一定の「地域＝まち」に人と人との「いい関係」が存在し、そこに人々が「自由に出入りできる」もの」（同：5-6）と捉えた。すると「コミュニティづくり」の活動の中心は、「地域にいい関係を生み出すために、誰もが参加できるきっかけや出会いの場」（同：6）を用意することになる。それを実現するために各主体はどう行動すればよいか。

第1に、市民の役割は、「自分もまたコミュニティづくりの潜在的担い手であることを自覚し、コミュニティづくりにおいて一方的な「お客さん意識」をもたないこと」（同：6）である。今は参加できないけど、自分がコミュニティづくりの主体であるということを自覚しておくことが重要である。

第2に、コミュニティ協議会の役割は、「地域の住民が（コミュニティづくりの）活動に参加する機会を最大限に保証すること、そのためにも自らの活動内容について地域住民に広く知らせること」（同：7）である。そのためには、「出来るだけ多様な人々の参加を受け入れられる」ように「参加の機会均等」と、「自らの活動内容の報告と、それが公益に沿ったものであることをきちんと外部に示す」ために「情報公開」の2つを行動の基本原則とする。

第3に、行政の役割は、基本的にコミュニティづくりの後方支援の役割（黒子）であるが、コミュニティ協議会ではカバーできないコミュニティづくりの一貫性の確保、諸団体との連絡・調整、新住民に対するPRなどを行うとともに、コミュニティづくりの「総合窓口」の設置や「コミュニティづくりに関わる市政情報を原則的にすべて公開する」（同：8）必要がある。

最後に、コミュニティ研究連絡会の役割は、「設立当初からの目的である調査・研究をさらに充実させる」こと、「市のコミュニティ施策に対して具体的な提言を行うこと」、各協議会に「中立的な立場から助言を行うこと」（同：9）が考えられる。特に「助言」に関しては、コミュニティセンターに対する利用者からの苦情・要望に対応する「苦情処理専門部会」をコミ研連の中に設置することを提言している。

### コミュニティセンターの役割と機能

コミュニティセンターがコミュニティづくりの拠点として実際に機能するための「役割と機能」

として、5点を検討した。それは、①コミュニティセンターの運営について、②コミュニティセンター窓口の充実について、③営利行為の禁止について、④新しい事態に対応した「コミュニティ地区」の概念について、⑤コミュニティセンター間の連携およびコミュニティセンターと専門館との連携について、である。

先ず第1に、①「コミュニティセンターの運営」について。コミュニティセンターの実際の運営に対して不満や疑問を持つ市民をできるだけ減らせるように、外部から見て分かりやすいように「運営の透明性」を高めること、利用者の直接の声や市民アンケートを参考にしながら「利用者の要望と公益性の双方を実現するような運営」(同)を示すことが必要である。

第2に、②「コミュニティセンター窓口の充実」について。コミセンの利用者にとって最初の印象は、窓口担当者の対応によって左右される。また窓口担当者は市民の利用の仕方や要望を直接知る立場にある。従ってコミュニティ協議会は窓口担当者の観察や意見を参考にすると同時に、窓口担当者も自分たちの対応がコミセンの印象を決定づけているということを実感することが不可欠である(同:11)。

第3に、③「営利行為の禁止」について。「営利行為」とは、NPO法の「市民公益活動」の規定を裏返して、「特定の者の利益を増進し、かつその利益を特定の者に分配するもの」と規定した。これは『討議要綱』での規定を表現を変えて説明したものである。従って「自主グループが主催する講座・学習会における月謝・受講料・会費などの徴収と講師謝礼の支払等」(同)は、営利を目的とする行為には該当しない。その詳細に関しては、各協議会が「コミュニティづくりという究極的目標にかなっているか否か」という観点から判断することを要望した。

第4に、④「新しい事態に対応した「コミュニティ地区」の概念」について。コミュニティ協議会が自らの活動範囲とする「コミュニティ地区」は、小中学校の学区、地域社協、青少年協議会、老人クラブ等の活動地域と合致していない。そこで地区割りを統一しようという議論もあるが、「事実としてすでに存在している多様な活動地域を承認し、究極的には市全体を1つのコミュニティ地区と捉えていくことが、もっとも現実的である」(同:12)とした。

最後に、⑤「コミュニティセンター間の連携およびコミュニティセンターと専門館との連携」について。各コミュニティセンター間では、相互に情報交換をし合い、互いの行事日程の調整や、各センターを結んだ「予約状況確認システム」を構築することを提案した。「専門館」(児童館、保健センター、消費者ルーム等)とは、子育てや障害をもつ人などにコミセンが使いやすいように、知識や技術等のアドバイスを受ける試みをもっと進めるために、行政は「支援のために必要な方策を積極的に講ずるべき」(同:13)であるとした。

以上を踏まえてコミュニティセンターには、年々広がり多様性を増す市民活動の潮流をしっかりと見極めた上で、「地域にしっかりと根をおろしつつ、より広範囲にわたるコミュニティづくりの活動を支援していく」(同)ことが望まれる。

## 武蔵野方式のコミュニティづくりを「市民条例」に

「コミュニティ構想」を噛み砕いてまとめれば次のようになる。

「市民相互の対話や意見の交流を通じて市民の連帯を築き上げ、市民自治の精神に沿った市民の市政参加の条件をつくるためには、その基礎となるコミュニティを市民自身が生み出していく必要がある。このコミュニティは、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたず、多様な市民によって担われる開かれたものでなければならない。これに対して武蔵野市は、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきである」（同）。

その実現に向けて市民と武蔵野市は、「市民を信頼したコミュニティづくりのシステム」（同：14）をつくった。それは「コミュニティ構想」を理念に「自主3原則」を行動原則として、1990年代から現れる公設民営の「市民活動サポートセンター」を先取りした「市民を主体とした、市民と行政とのパートナーシップに基づくコミュニティづくり」（同）である。

「コミュニティ条例」作成にあたっては、この武蔵野方式のコミュニティづくりに総合的な形を与えるものでなければならない。細部の具体的な項目に関してはコミュニティ条例作成のチームに任せることにして、『答申』では、次のように、作成の方向づけを示すに留めた。

「この条例作成にあたり留意すべき点は、「自主3原則」と「情報公開」である。武蔵野市は、コミュニティづくりにおいて中心的役割を果たす「公共的団体」に「自主参加、自主企画、自主運営」の自主3原則を保証し、その活動と運営に公金を支出する。また、コミュニティづくりに関連する市政情報を原則的にすべて公開する。一方この「公共的団体」は、市民と行政に対して、活動と運営内容に関する徹底した「情報公開」を行うとともに、自らが公益に沿った活動と運営を進めているという点についての説明責任を負う」（同）。

これに形を与えるのが「条例」である。それは「市民による市民のためのコミュニティづくり」を表す意味で、「コミュニティ市民条例」として明文化されることを提案した。

## 2. 『第5期コミュニティ市民委員会 答申』後のコミュニティづくり

『答申』を受けて、武蔵野市が新たに設けた制度は3つある。第1は、「コミュニティ研究連絡会」（コミ研連）の改革であり、それは2000年11月に新たに設置された「ホームページ部会」と、2000年12月に設置された「コミュニティのあり方懇談会」（「あり方懇」と呼ぶ）である。第2は、2002年4月に施行された「コミュニティ条例」。第3は、2003年4月に発足した「コミュニティ評価委員会」である。それぞれ今までの武蔵野市のコミュニティづくりの基本は踏襲しているが、微妙な変化がある。特に「コミュニティ条例」においてはそれが著しい。ここでは、「あり方懇」と「評価委員会」は互いに響き合う部分があるので、先ず「コミュニティ条例」から見ていくことにしよう。

## 2-1. 「コミュニティ条例」の制定

この条例の目的は、「コミュニティづくりの基本理念及びその推進に必要な事項を定め、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与する」(第1条)とあり、その基本理念は、「コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくこと」(第2条)である。またコミュニティセンターに関しては、「市は、市民によるコミュニティづくりの拠点としてコミュニティセンターを別表のとおり(構成は従来のまま-筆者)設置する」(第8条)とある。

このように「条例」は、「市民と行政の協働」、「コミュニティづくり」、「市民によるコミュニティづくりの拠点としてのコミュニティセンター」に見られるように、『第5期コミュニティ市民委員会答申』の理念と方向性を引き継いでいる。だが大きな変更点が3箇所ある。それは第3条「コミュニティの定義」、第9条「指定管理者による管理」と、第15条「評価委員会」の設置である。

### コミュニティの定義の拡張

「条例」では第3条「コミュニティの定義」において、「地域コミュニティ」＝「居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり」、「目的別コミュニティ」＝「福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり」、「電子コミュニティ」＝「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり」という3種類のコミュニティを設定している。

これは、「コミュニティ」を「人と人とのつながり」として幅広く捉え、その領域を「地域」(＝特定の地域において)、「目的別」(＝解決すべき課題を中心に)、「電子」(＝バーチャルな空間で)に設定したものである。そして第5条「地域コミュニティづくりへの支援」、第6条「目的別コミュニティづくりへの支援」、第7条「電子コミュニティづくりへの支援」で、市はそれぞれの領域のコミュニティづくりを支援するとしている。

ここで行政が支援する対象としてのコミュニティづくりは、明らかに『答申』の範囲を超えて、大きく一步を踏み出している。『答申』での「コミュニティづくり」とは、「条例」の言葉を使えば、「地域コミュニティ」と、地域内の課題解決に限定された「目的別コミュニティ」を対象とする市民活動であった。一方「条例」が対象とする「コミュニティづくり」には、様々な地域づくりに関わる市民活動に加えて、地域を越えた課題解決あるいはもっとグローバルな課題解決に取り組む市民活動、さらに情報空間に存在するバーチャルな市民活動などが含まれることになる。つまり「条例」では、行政(武蔵野市)がローカルなコミュニティづくりを担う市民活動から、グローバルでバーチャルな市民活動まで取り入れたのである。これはコミュニティ概念を拡張し、行政が市民活

動全般を支援するという決意を表明したのに等しい。そこには当然、市民活動を継続的に行う組織体であるNPO（民間非営利組織）も含まれていると考えられる。これが「条例」の大きな変更点であり、それは「コミュニティづくり」からより広い「市民活動全般」の支援への変化と言える。なお、社会的には「目的別コミュニティ」という概念には問題がある。それには既に「アソシエーション」という言葉が用意されている。

### 指定管理者によるコミュニティセンターの管理

同様の変化が、第9条の「指定管理者による管理」の部分にも見られる。2004年12月に改正された第9条は、「コミュニティセンターの管理は、地方自治法第244条の第2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。」とある。また第9条の2には、「指定管理者は、コミュニティづくりを目的とする非営利団体であって次の各号の要件を満たす者（以下「公共的団体」という）であり、かつ、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条の各号のいずれにも該当する者とする」とある。

一方、改正前のコミュニティ条例の第9条では、「市は、コミュニティづくりを目的とする非営利団体であって、次の要件を満たすもの（以下「公共的団体」という）に、コミュニティセンターの管理運営を委託することができる」とある。そして改正前の条例にある「次の要件」の内容と、改正後の条例にある「次の各号の要件」の内容はまったく同じである。従って、この条例改正は、直接的には地方自治法の改正（2003年6月）により、これまで直営か政令等で定める公共的団体に限定していた「公の施設」の管理運営（「管理委託制度」）に、株式会社等の民間事業者が行うことも可能にする「指定管理者制度」が導入されたことに対応した改正だと言える。

それに基づいて、市は「公共的団体」として、コミセンの管理・運営を任せていた各コミュニティ協議会を、条例改正後そのまま「指定管理者」として認定し、市との間に2005年4月から5年間の協定書を締結した。

だがこの「指定管理者」は、元のコミュニティ協議会に限定されるものだろうか。第9条2の「次の各号の要件」では、「指定管理者」は「コミュニティづくりを目的とする非営利団体」であって、「誰もが自由に参加でき、役員を民主的な手続により選出しているもの」、「住民総会等を開催し、住民の意思を広く反映したコミュニティづくりを行っているもの」、「規約、役員氏名、活動内容及び収支報告書を公開しているもの」、さらに第9条3で「指定管理者に指定された公共的団体は、……自主3原則に基づき、コミュニティセンターを活動拠点としてコミュニティづくりを行う」とある。

ではもし住民と行政の間に立ち、住民総会を主催し、ボランティアの住民協議会の事務局となり、コミセンの管理とともに、そこを足場としてコミュニティづくりを行うNPO法人が現れるとどうだろうか。そしてそのNPO法人が、競争原理を持ち込み、その結果サービス内容が向上し、住民

が利用しやすい効率的な管理運営を行うようになったらどうだろうか。これらはすべて指定管理者制度に期待されている内容である。それから「規約、役員氏名、活動内容及び収支報告書を公開」するのはまさにNPO法人であることの要件である。

従ってこの第9条は、将来的には役員の募集が困難になるなど機能不全に陥ったコミュニティ協議会に替わって、NPO法人（まちづくりNPO）がコミュニティづくりを担うことに道を開いていると言える。第9条の2にあるその他の要件、すなわち「特定の政党その他の団体又は個人を支持し、又は支持しないための政治的活動を行わないもの」、「宗教に関する活動を行わないもの」は、同じくNPO法人の要件そのものである。

行政側には、各コミュニティ協議会の活動に差があり、コミュニティづくりの活動が十分に行われていないのに、「自主3原則」を根拠に自らの不活発な活動を正当化しているコミセンがあるという不満がある。実際いくつかのコミセンでは、協議会の運営委員が高齢化し、新たな成り手を見出すことが困難で、またコミセンの管理・運営がやっとなりで、地域のコミュニティづくりまでは手が回らないという実態がある。そういう場合には、行政は不活発なコミュニティ協議会を解散させて（「指定管理者」として更新しなければよい）、有能なまちづくりNPO法人に管理・運営の主体を変更するということが起らないとは言えない。そういう可能性がこの「条例」の項目には見て取れる。

### 「コミュニティ評価委員会」の設置

「条例」の市民活動全般への拡大やまちづくりNPO法人への傾斜を決定づけるものが、「コミュニティ評価委員会」の新設である。条例第14条で「市は、公共的団体が行うコミュニティづくりに対し、予算の範囲内で財政援助を行うことができる」とあり、第15条で「前条の財政援助を行った公共的団体のコミュニティづくりについて評価するため、武蔵野市コミュニティ評価委員会を置く」とある。ここで「公共的団体」とは上記の「指定管理者」のことである。この委員会（最大人数7名）は、「コミュニティ研究連絡会代表2名以内」以外は武蔵野市のコミュニティづくりに直接関わっていない者によって構成されている。

この評価委員会はなぜ設置されたのか。『答申』では、「コミュニティ研究連絡会」が「コミュニティづくりに関わる問題点を協議することによって相互に研鑽し、市民自治の実践の場をつくりあげる」とし、コミセンに対する苦情や要望は「コミ研連」の中に「苦情処理専門部会」を設けて対処するとしていた（『答申』：8-9）。つまりコミュニティづくりで生じる問題は、コミュニティ協議会構成員内部で自主的に対応するように設定されていた。しかし「条例」では外部からこれを判断するように設定されている。

コミュニティ協議会によるコミュニティづくりの活動について、協議会構成員による内部評価に加えて、外部からの客観的評価も必要だということは、公正と不偏不党を確保する意味で必要だということはわかる。それは、市の担当部局であったり、市が依頼した単発の有識者会議でもよい。

しかし、機構としての外部からの「評価委員会」の設置は、単にコミュニティ協議会の活動を評価する以上の社会的意味をもつ。すなわちこの設定は、コミュニティ活動を担う「指定管理者」がNPO法人に取って替わる可能性をもっていることの証明でもある。

NPO法人は、その活動の公益性を広く証明するために常に外部の評価を必要としている。公益的活動をしているからこそ、税制優遇の措置や寄付・ボランティアを集めることができる。そのためには内部の財務情報や組織情報を公開し、公益的活動をしていることを世の中に証明しなくてはならない。つまりNPO法人は常に外部からの客観的評価を必要としている。

もし「指定管理者」が「自主3原則」に基づいて行動する住民組織であるなら、コミセン等の管理運営に関わる公的資金は、出資者たる市への正確な会計報告で足りるはずである。なぜ外部に公開するのか。それは活動の公益性を広く世にアピールし、資金やボランティアを幅広く集めなければならないNPO法人にとってこそ必要な行為である。従って「評価委員会」を設定したことは、外部評価がいずれ必要になる、すなわち将来的にはコミュニティづくりを「まちづくりNPO」法人が担うようになり得ることの可能性を担保していると言える。

以上の3つの変更点は、一つの方向を指し示している。すなわちこの「条例」は、問題解決を指向する市民活動全般を対象にしようとするものであり、コミュニティづくりはその一部に取り込まれている。また将来的には、もしコミュニティ協議会が機能不全に陥る場合は、コミュニティづくりは「まちづくりNPO法人」が担ってもよいとしていることが予見できる。条例第2条「基本理念」にある「コミュニティづくり」の規定も、特に地域における活動に限定してはいない。そこで「武蔵野市コミュニティ条例」を敢えて正確に言えば、「武蔵野市市民活動条例・コミュニティづくり版」と言えよう。

なおこれは、現在の武蔵野市のコミュニティ条例を批判しているのではない。この条例が、『答申』が示したコミュニティづくりの状況の先を見越してつくられているということ、認識してほしいということである。この見越した先が、これからのコミュニティづくりに取って妥当なものであったかどうかについては、今後条例がどのように適用されるか、その実態によって明らかになっていくであろう。

### 「武蔵野市地域情報化計画検討委員会」と「新世紀委員会」

さて武蔵野市のホームページの「コミュニティ条例制定の背景」によれば、コミュニティ条例は「第5期コミュニティ市民委員会の答申を尊重してつくりました。……さらに同時期に出された「武蔵野市地域情報化計画検討委員会」や「新世紀委員会」からの提言も取り入れながら、コミュニティ条例制定の作業が進められました」とある。この2つの報告書のどの部分がコミュニティ条例に取り入れられたのかも確認しておこう。



### 武蔵野市地域情報化計画検討委員会

「武蔵野市地域情報化計画検討委員会」は、1997年5月から1998年4月まで開催され、1999年2月に『武蔵野市における地域情報化の推進』という報告書を出している。ここからは「条例」の「電子コミュニティ」のオリジナルのアイデアが読み取れる。

「報告書」第1章の2、「新たな地域コミュニティの創造」では、その場合の「コミュニティ」は、「住民ばかりでなく企業・行政・教育研究機関が（積極的に）参加した、より広い意味でのコミュニティ」（『武蔵野市における地域情報化の推進』：7）であり、その基には「地域情報化」があり、その情報化の「大きな効用」として「市民同士のコミュニケーションの土壌が整備され、その上でコミュニティが発展し、更にこれを基礎として市民と行政が協力した施策実施の下地が醸成される」（同：36）とされている。

これを端的に言えば、「メディアとしてのインターネットの使用」による「市民間でのコミュニティの構築」（同：35）である。そこで構築されるコミュニティのイメージは、「インターネットは、家庭やコミュニティセンター、あるいは旅先や勤務地等々での利用が可能であり、コミュニティ活動に対する時間と空間の制約を一部解消することができる。この結果、従来コミュニティ活動や市政に参加できなかった市民が、インターネットを利用することによりこれらの活動に参加可能となる。」（同：37）とある。従ってここでの「コミュニティ」は、市民がインターネットを利用することにより市政に参加する時に形成されるコミュニティを想定していると言える。

その実現のために市役所は、自ら「事務局となってコミュニティの代表者からなる『さいば武蔵野連絡会議（仮称）』を組織」（同：38）し、「市民間のコミュニティ構築支援環境」（『さいば武蔵野』と呼ぶ）（同：37）を提供する。そして『さいば武蔵野』での「議論や交換される情報は公開とする」（同：38）。また「『さいば武蔵野』はその上に複数のコミュニティを構築」（同）し、この「コミュニティへの参加は自由とする」（同）としている。

さて「電子コミュニティ」の「条例」での規定は、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり」であるが、この「報告書」のコミュニティは、「インターネットを利用した市民間のコミュニティ」（同：37）であり、「コミュニティ活動に対する時間と空間の制約を一部解消することができ」、かつ市民の市政参加に資するものである。またここでは市役所が、『さいば武蔵野』を組織し、「市民間のコミュニティ構築支援環境」整備に積極的に取り組むとされている。ここから「条例」の「電子コミュニティ」が潜在的に含んでいるのは、このように市政参加の促進という意味で政治的でもあり、市民と企業・行政・教育研究機関が協力して推進するという意味で「地域情報化」という達成目標を持っていることがわかる。これが「電子コミュニティ」のオリジナル・イメージである。

### 新世紀委員会

一方「新世紀委員会」は、1998年7月から1999年3月まで開催され、報告書（最終答申）は

1999年3月に出ている。この委員会は4つのサブ委員会から構成されており、コミュニティづくりに関連するのは「新世紀の豊かな地域社会を考える委員会」である。

この委員会のメインテーマは、「高齢社会という現実を踏まえて、個人の尊厳を尊重し市民主体の活力ある豊かな地域社会を実現するために、武蔵野市のさらなる挑戦の方向性を探ること」（『新世紀の豊かな地域社会を考える委員会 最終答申』：2）であり、サブテーマは「①高齢社会への地域主体の対応、②市民主体の活力ある地域社会づくり、③障害者の社会参加のあり方と雇用支援の方策、④コミュニティセンターと地域福祉活動推進協議会（「地域社協」と略記）の活性化、⑤環境問題への取組みと市民参加による公園づくり＝まちづくり、在宅医療など安心して住み続けたいと思えるまちづくりなど」（同）幾つかが設定されている。

これらの中から「条例」との関連では、メインテーマとサブテーマの②を合わせて、「市民主体の活力ある豊かな地域社会づくり」を取り上げる。この検討から「地域コミュニティ」のオリジナル・イメージが具体的に浮かんで来る。

先ずこの委員会は、「地域社会」を「コミュニティ」として捉え直している。そしてその「コミュニティ」の属性として次の5つを挙げている（同）。

- ①空間的なまとまりとなる範囲をもつこと。
- ②その範囲の中に住民の生活を支える諸施設が整備されていること。
- ③その地域の中で住民の相互的なふれあいや交流活動が行われていること。
- ④住民がその地域に対して帰属意識を持っていること。

加えて、「価値的に望ましい要素」として、

- ⑤その範囲の中で一人ひとりの人権が尊重され、住民が安全かつ健康に暮らし、便利で快適な生活を送ること。

つまり「コミュニティ」とは、空間的なまとまりを持つ地域社会で、そこでは住民の生活に必要な諸施設が整備されており、住民は相互に支え合って交流し、かつその地域に帰属意識を持ち、安全で健康的で快適な生活が保証されているものである。これが「条例」の中の「地域コミュニティ」のオリジナル・イメージであろう。

一方、「コミュニティセンター」の位置づけでは、それを「地域の様々な課題を取り上げる市民公益活動の拠点」、あるいは「地域住民やグループのネットワークの拠点」（同：9）と捉えており、そこで構築される「コミュニティ」は、「課題に応じて自由に出入りする市民たちの、結果としての地域集合体」（同）であるとしている。つまりコミュニティセンターに関わる市民の活動は、様々な地域課題を取り上げる市民公益活動であり、そこに構築されるコミュニティは、そのような様々な市民公益活動が複数集まった集合体と捉えられている。

「条例」での「目的別」（＝解決すべき課題を中心に）の規定から、このまとまりが、地域に限定されてはいるが、「目的別コミュニティ」のオリジナル・イメージと言えよう。つまりコミュニティ

センターに集まっている市民の活動は、地域の課題解決を目的としており、その集合体が「目的別コミュニティ」となっているのである。

では「地域コミュニティ」と「目的別コミュニティ」との関係はどうか。それは、住民たちが支え合って安全で快適な生活を営んでいる「地域コミュニティ」の中に、地域で解決すべき課題が複数生じて、住民たちがそれぞれそれぞれに取り組む行動を起こした時、「地域コミュニティ」の上に「目的別コミュニティ」が生じるという構造になっている。そして「目的別コミュニティ」の中心にこれらの活動の場としての「コミュニティセンター」があるのである。

以上に加えて、この「新世紀委員会」では、「各コミセンの活動と運営のあり方について自己点検を制度化する」という提言がなされている。それは「コミセンは公共施設であり、市民の公益活動を支援する役割を持つものである以上、その活動と運営が「公益性」を貫くものになっているかどうか、自己点検をきちっと行い、その結果を公表する義務と責任がある」(同：9)と捉えられているためである。ただ「公表されたものは、コミュニティ研究連絡会議か他の第三者的機関により検討されることが望ましい」(同)とされている。

この点は「条例」では、第三者的機関である「評価委員会」が行うと明確化した。その理由は、コミュニティ協議会が不活発で「指定管理者」として不適当と判断された場合は、新たに「まちづくりNPO法人」に「指定管理者」を任せるという可能性に道を開こうとしているのではないかということは、既に述べた通りである。しかし「新世紀委員会」では、「コミュニティ研究連絡会を充実させ、各コミセンへの適宜アドバイスとサポートが行えるシステムを作り、規約の見直しとコミセン全体の調整を行う」(同：10)という提案に見られるように、コミセンによる自己点検の評価は主に「コミュニティ研究連絡会」に委ねると判断していたと推測できる。

以上のように、「武蔵野市地域情報化計画検討委員会」と「新世紀委員会」は、地域に限定的ではあるが、「地域コミュニティ」、「目的別コミュニティ」、「電子コミュニティ」のオリジナル・イメージを提起するとともに、自己点検の制度化を提案することにより、「評価委員会」設立への道も開いていたと言える。

## 2-2 コミュニティ研究連絡会の活性化

『答申』では、「コミュニティ研究連絡会」(以下「コミ研連」と呼ぶ)に、各コミセンの管理・運営上共通するトラブル処理やコミュニティづくりに関する研究・調査をすることによって、コミュニティ協議会メンバーによる自助、自主管理の場となることを期待していた。これを受けて「コミ研連」の中に2つの部会が設けられた。①「ホームページ部会」(2000年11月設置)と②「コミュニティのあり方懇談会」(2000年12月設置)(以下「あり方懇」と記す)である。前者では「ホームページによる新たなコミュニティづくりの情報提供のあり方」について、後者では「コミュニ

ティのあり方」について検討している（『第1期コミュニティのあり方懇談会報告』2ページ）。

### 2-2-1 ホームページ部会

「ホームページ部会」は、『答申』において、コミュニティづくりの主体となるコミュニティ協議会に地域住民が幅広く参加できるための基本原則が「参加の機会均等」と「情報公開」であるとした（『答申』：7）のを受けて、「コミ研連と各協議会から市民への情報公開の一つの手段として」（『ホームページ部会報告書』：i）自分たちの活動を紹介するホームページ「むさしのコミュニティネットワーク」の原案を作成した。それをを受けて、2001年10月、「ホームページ企画部会」が設置され、そこで検討されたホームページが2002年4月に公開された。この部会は、16あるコミュニティ協議会から各1名、部会長、事務局2人の計19名で構成されており、月1回の部会で、現在このホームページの更新・維持管理を行っている。（但し名称は2006年8月年から「広報部会」に変わっている。）

### 2-2-2 コミュニティのあり方懇談会

一方「コミュニティのあり方懇談会」は、『答申』を受けて、「コミュニティとコミュニティ協議会に現存する様々な問題点を検証し、自主3原則を具現し、市民のためのコミュニティのあり方を探る」（『コミ研連HP』より）ために「コミ研連」の中に設置された。ここでは、各コミュニティ地区と各コミュニティ協議会に共通する諸問題が活発に議論され、それらへの対応が検討されている。注目に値するのは、ここで議論された事柄が「コミ研連」に報告され、さらに個々のコミュニティ協議会に持ち帰って議論され、また「コミ研連」に戻されるという往復運動（フィードバック）によって、議論が単なる議論にとどまらず、実践に結びついているということである。これはまさに「コミ研連」の役割として『答申』が望んでいたことである。

先ず、この往復運動が特に顕著であった「第3期あり方懇」と「コミュニティ評価委員会」までの活動内容を、あり方懇の『報告書』の中に見ていこう。それらがそのまま具体的なコミュニティづくりの実例になっている。

#### 第1期コミュニティのあり方懇談会（2000.12 - 2002.4）

ここでは、「“コミュニティセンター（コミセン）は誰のものか”という問いかけの基本的視点から」（『第1期コミュニティのあり方懇談会報告』：1）、「コミュニティセンターの果たすべき役割と機能」、「窓口の役割の重要性」、「自主三原則（それはコミュニティづくりに生かされているか?）」の3つのテーマ（討議課題）について、「実践的立場」から検討を加えた。また、『答申』が示した「協議会がコミセンを拠点にして進めるコミュニティづくりに関わる“行政の役割”、“研連の役割”について」（同）も一定の検討を加えている。

その検討結果を簡単にまとめると、「コミュニティづくりの目的は、人と人とのいい関係を作っ

ていくこと」(同：4)である。このいい関係を作っていくために必要な以下の問について話し合い・検討をしている。そして、これらの問自体が、「あり方懇」の考えるあるべきコミセンのあり方、窓口のあり方、自主3原則の望ましいあり方を示している。

コミセンは「コミセンを中心にコミュニティを形成しようとする、すべての人に開かれている」(同)か? 「コミュニティ協議会の運営は、利用者の立場、コミュニティづくりの視点に立って行われている」か? 「誰が見てもわかりやすい方法で情報公開をするなど活動の透明性」(同)が確保されているか?

窓口は、「窓口を訪れる人々を温かい気持ちで迎え、必要とする情報を的確に提供し、コミュニティづくりに参加してもらう」(同：5)ことが大切。そのためには、窓口は「コミュニティ協議会の方向性、活動内容、運営方針などを熟知している」(同)か?

「自主3原則」に関しては、「自主3原則は、コミュニティづくりにいかされているか」(同：8)という視点から、「自主参加」では「参加が保証されているのに」運営委員になることを阻むものは何か? 「自主企画」では「他人からの影響を受けずにどう考えるか」(同：11)? 前年を踏襲する場合も「自分たちなりに受け止めて考えてみる」ということが大切。「自主運営」では「館の大きさや地域性、そこに住む人々に適した運営方法を考えて柔軟な対応をしている」(同)か? を検討している。

特筆すべきは、窓口の重要性を確認するために、窓口の活動を中心に、協議会との交流、取り組みの姿勢、「自主3原則」の理解などのチェックリストを「あり方懇」が作り、各コミセンの協議会に持ち帰ってチェックし、それをまた「あり方懇」にフィードバックしたことである。その往復運動の結果、窓口と協議会との交流の必要性を自覚したコミセンでは、窓口担当者の運営委員化と「役員の任期」(同：12)制の取り入れが進んだ。

## 第2期コミュニティのあり方懇談会 (2002.6 - 2003.3)

ここでは、先ず「身近な問題から理念の問題へ」(『第2期コミュニティのあり方懇談会報告』: 2)という論議の方法を共通認識とし、「窓口の抱えている悩みをどう解決していくか」を討議課題とした。それを、窓口内部での「悩み」への対応と外部からの「苦情」についての対処に分け、対処すべき「苦情」のテーマとして、①利用者の記名とプライバシーの保護、②利用者の地域優先枠や地域外の利用者、③営利目的利用等について検討した。

それぞれの問題についての「緊迫した討議」の中から、統一的なルールを決めるよりも利用者との対話を重視する、その際運営委員の一人一人に「コミュニティの目指すもの」「コミュニティの理念」を理解しておくことが求められており(同：5)、市民からの要望を認めないとした場合も「なぜダメなのかを納得してもらう対話がコミュニティらしい対応といえる」(同)のではないかとこの合意が生まれてきた。

### 第3期コミュニティのあり方懇談会（2003.5－2004.4）

第3期の「あり方懇」の特徴は、この年度が2003年3月に発足した「評価委員会が、各協議会のコミュニティづくりについて、初めての評価を行う年度に当たったこと」により、「評価委員会の活動に対する対応の仕方に、多くの時間をかけて論議」（『第3期コミュニティのあり方懇談会報告』：1）したところにある。

実際の論議では、先ず行政から緊急課題として示された「受動喫煙防止」のための措置、次に「コミ研連」から検討を付託された区域外住民の葬儀利用の可否、さらに「評価委員会」の評価活動への対応、運営委員会・住民総会のあり方と活性化等が議論された。

それらへの対応としては、コミセン内の分煙箇所にも「受動喫煙防止」措置を取ること、葬儀の要望は葬儀での利用を許可している「近隣コミセンが受け入れる可能性がある」（同：3）こと、運営委員の要件は「地域在住（在勤・在学）」とするが、委員を選出する「地区の線引きは緩やかに解すべき」（同：6）こと、コミセン事業の参加者に協議会活動へも関心を持ってもらうこと、加えて「コミュニティ活動のやりがいや面白さを地道に伝えていくこと」（同：7）などが挙げられた。中でも「評価委員会」への対応は、「あり方懇」本来の役割であるコミュニティのあり方検討に非常に有益であった。

「評価委員会」が各コミュニティ協議会に意見を求めた「自己評価・点検活動のための観点（案）」、協議会による「自己評価・点検表」の作成と提出、「協議会と評価委員との意見交換」などが、「あり方懇」で活発に議論された。その時の焦点は「何のための評価なのか、評価が公平・的確にされるかどうか」（同：4）であったが、この議論は、コミュニティ協議会が「何のために、何をしたら、どういう結果になったかを一般市民に説明するチャンス」であると共に、「コミセン同士の風通しをよくし、相互理解を深める機会である」（同）という意味で、重要なものであった。これらの議論が、協議会横断的な「あり方懇」で議論され、個々の協議会とコミ研連の間で何回もフィードバックされたことは大きい。

この往復運動を「評価委員会」からも見てみよう。

## 2-3 コミュニティ評価委員会

「第1期武蔵野市コミュニティ評価委員会」（以下「評価委員会」と呼ぶ）は、武蔵野市コミュニティ条例に基づき2003年3月に発足した。コミュニティ協議会によるコミュニティづくりについて評価することが目的である。この委員会は、外部からコミュニティ協議会（市の「指定管理者」であり「公共的団体」でもある）を評価するのであるから、客観的な指標によって判断することが期待される。もしその評価があらかじめ設定した許容水準以下の場合は、市は現協議会を「指定管理者」から外し、その水準を満たす別のもの（例えば「まちづくりNPO」）と契約し直すことも可能である。「評価委員会」とはこのような変更の可能性を視野に入れた制度なのである。

### コミュニティ協議会による「自己点検・自己評価」のプロセス

しかし、第1期の「評価委員会」はこの方向では動いていない。「今回は、各コミュニティ協議会において自己点検・自己評価を行う手法をとった」（『コミュニティ評価委員会報告書』：1）と言う。それは「評価委員会が、この自己点検・自己評価活動をもとに、市民自らがより豊かな活動を展開していく上で必要な方策を、少なくとも示唆することはできないかと考えるにいたったからである」（同）。その手法は次の通りである。

まず各協議会に、「自主3原則の尊重」と市民参加の「より開かれたネットワークをつくりあげる」ことを「評価の目的と指針」（詳しくは（注1）を参照）として示した（2003年7月）。続いて、「評価委員会」の基本的な考え方を述べた「自己評価・点検活動のための観点（案）」を示し、各協議会にそれに対する意見提出を求めた（2003年10月）。そこでは、評価の目的として「①コミュニティ活動に関する情報を共有する、②市民への説明責任を果たす、③コミュニティセンターの活性化をはかる」の3点を挙げ、具体的な評価項目は「運営の参加」「企画の革新」「利用の配慮」「決定の公開」「法規の遵守」「成果と目標」の6点とし、個々の項目に4つから5つの質問を具体的に示している（『第3期コミュニティのあり方懇談会報告書』：35）。

そして特に留意すべきは、各協議会はこれら「評価活動を行うことを通じて、コミュニティセンターの役割や意義について議論を行い、各コミュニティのあり方について審議を重ねて欲しい」（同）と各コミセンに要望している点である。

さらに「評価委員会」は、各協議会からの意見（「もっと分かり易く書いて欲しい」などの要望）を考慮し、より平易な文章に改めた「自己点検・評価表」を作成し再提出した（2003年11月）。各協議会はこれに答え、それを基に「評価委員と各協議会との意見交換会」を3回行った（11月末から12月）。

そして最後に『コミュニティ評価委員会報告書』の中で、「評価委員会のコメント」として「各コミュニティ協議会の評価と課題」をそれぞれの協議会ごとに示した（2004年3月）。ここでは、「評価の内容については、これまでの活動実績を踏まえた上で、第三者としての評価委員会が、各協議会への今後の活動に向けたアドバイスといった性格にし、各協議会はそのアドバイスを目標に改善していけるように」（『コミュニティ評価委員会報告書』：まえがき）している。つまり評価委員会の評価は、あくまで「ヒント」であり、「参考意見のひとつ」であるので、各協議会は「激励の意味」として受け取ってもらいたい（同：1）と強調している。評価の主たる部分は、各協議会の行った「自己点検・評価表」の作成にある。

これら一連の「評価委員会」の活動に対して、各協議会は肯定的である。「自分たちの行ってきた事を振り返って見直す機会であり、次のステップに向けて進むよい企画だった」。「改めて“自主3原則とは”という基本的な議論をして良かった」（『第3期コミュニティのあり方懇談会報告書』：6）。これらのフィードバックを、「あり方懇」のアドバイザー（注2）は次のように総括している。「自分たちはこのまちをどうしたいのか、“コミュニティって何だ”という原点に戻ったことが良

かった。良い点、悪い点を見直し、それを役員・運営委員の中でどう共有していくか。さらに地域に広げ、コミセンの課題・様子をいろいろな方法を通じて人々に広げ、問題意識を皆で共有していくことが大切である」（同）。

## 第2期武蔵野市コミュニティ評価委員会による評価の方向

第1期の「評価委員会」はこのように、各協議会の「自己評価」を促す活動を中心にした。これは『答申』の範囲内である。だがその後の「評価委員会」も同じ方向なのだろうか。そのことを把握しておくために、「第2期評価委員会」の動きも見ておこう。

「第2期評価委員会」は、2004年4月から2006年3月までの2年間開催されており、「第1期の評価活動に関するアンケートとそれに基づく（各協議会との）意見交換会」（『第2期武蔵野市コミュニティ評価委員会報告書』：1）、「各委員が手分けをして」の「各協議会の運営委員会や文化祭の傍聴ないし視察」（同：2）、各協議会に提出してもらった「自己点検・評価表」を巡っての「意見交換会」（同）などが行われた。

その結果先ず確認されたことは、第1期で示された「評価活動そのもののあり方を示す原則として策定したコミュニティ評価の「目的と指針」（注1）が、ほとんどの協議会によって受け入れられ、定着している」（同：3）ことである。つまり、評価委員会による評価および評価の方向は、大筋協議会によって認められたと言える。

第2は、「自己点検・評価表」の改訂である。「第1期の評価表は自由回答が主で、協議会側に過重な負担を強いることになった」（同：4）。そこで、質問の大きな区分は踏襲しながら、その中により細かな項目を作成し、「それらの項目ひとつひとつについてどの程度達成できているかを5段階評価で記入してもらうという形式に統一」（同）した。そして5段階評価の回答を見る限り、各協議会が自らの活動を振り返り、自分たちの活動にどのような傾向があるかを理解できるようになったと言え、このことから「第2期評価委員会」は、「思った以上にその意図（＝「自己点検・評価表」の改訂）はかなえられていると評価している」（同）と述べている。

第3は、各協議会に共通する課題をまとめて、それぞれに解説を加えたことである。その課題としては、「コミュニティ像の共有」、「住民参加による運営」、「活動の活性化・ネットワーク化」、「利用しやすいコミセンづくり」、「公平・公正な運営」、「リーダーシップの育成」を挙げている。

これらを基に、第2期評価委員会は「各コミュニティ協議会の評価と課題」をコメントの形で具体的に述べている。但しこれは、第1期と同様に、「参考意見のひとつとして受け止めていただければよい」（同：9）としている。しかし、これらの「提案の中にこれからの活動への励みやヒントを見出してもらえらるなら、大変幸いである」（同）と希望も述べている。

第5期コミュニティ市民委員会の『答申』では、評価は各協議会あるいは「コミ研連」が行うとしたが、第2期評価委員会では、評価活動の主体に関しては、現状のように「評価委員会」が行うことが妥当だとしている。それは次の委員長発言に示されている。



「評価活動は研究連絡会で自主的にやればいい、といった言い方をしていたこともあったが、実際にはそれは難しいのかなという感じがする。やはり評価活動は我々が手助けしていく必要があるだろう。研究連絡会で個別の協議会の課題まで協議するというのは難しいだろう」(『第3回評価委員会議事録』2005.1.26)。

また、評価を行うということに関しては、評価委員会は一定の自主規制をかけていることがわかる。これも委員長発言を見てみよう。

「税金を使ってやっていることなので、地域に説明できる活動でなければいけないという観点をだし、自己点検をしてくださいというところまではできる」。しかし「すべての協議会がそれは大事だからその基準で評価して欲しいと合意してくれないと、我々が勝手に基準を作って評価するわけにはいかない」。「一律にある基準で客観的に計ってこうだと出せばいいというものではないだろう」(『第4回評価委員会議事録』2005.3.22)。

そしてこの評価活動自体が、各協議会に自己反省を促し、コミュニティづくりの活性化につながっているのは、既に第1期の「評価委員会」でも見た通りである。

以上3つの「あり方懇」および2つの「評価委員会」での議論は大いに評価できる。よい点として、1) これまでのコミュニティづくりで生じていた実践的問題のほとんどを議論していること、2) コミュニティづくりの理念、自主3原則、コミセンの魅力など基本的・原理的な問題も議論していること、3) 「評価委員会」から各コミュニティ協議会への要望である「自己評価・自己点検」に見られるように、「あり方懇」-コミ研連-各コミュニティ協議会の間に意見のフィードバック・ループが作られたことなどを挙げるができる。『答申』が要望したことの多くは、この「あり方懇」の存在によって実現の芽が形成されたと言える。だが「あり方懇」での議論を、各コミュニティ協議会の運営委員一般にまで浸透させていく、言い換えれば各協議会で「あり方懇」レベルの議論をするということは、今後の課題として残されている。

### 3. 「第6期コミュニティ市民委員会」設置までのコミュニティづくり

「コミュニティ市民委員会」は、行政から見て武蔵野市のコミュニティづくりに課題が生じたと判断された時に、行政によって招集される。一方「あり方懇」は、地域住民による日々のコミュニティづくりの活動で問題になったことをテーマに、住民(「コミ研連」)によって招集される。では「第6期コミュニティ市民委員会」はなぜ2008年8月に設置されたのか。その背景となる武蔵野市のコミュニティづくりの当時の状況と問題点を、続く4つの「あり方懇」の報告書から見ていこう。そこでは以下のような課題が検討されていた。

### 3-1. 「第4期あり方懇」から「第7期あり方懇」にかけて

#### 第4期コミュニティのあり方懇談会（2004.5 - 2005.4）

ここでは、武蔵野市でコミュニティ活動を活発化していく基本的な問題点が議論された。それらは「ネットワークづくりによるコミュニティ活動の充実」、「コミュニティづくりのための人材の確保と活用」、「コミュニティ活動の活性化」の3つである（『第4期武蔵野市コミュニティのあり方懇談会報告』：1）。

第1の「ネットワークづくり」では、「コミセン間のネットワークづくり」と「地域諸団体とのネットワークづくり」とに分けて議論がなされた。前者では、ネットワークづくりは様々な課題をクリアしていくための手段であること、窓口どうしあるいは三役クラスの交流会を開くこと、地域の課題の目的別の交流・協力体制をとることなどが議論されたが、その結果として、各コミセン間のネットワークづくりが一層の進展を見せた。

例えば外環問題など地域の共通課題への複数のコミセンの取り組み、事業の共同実施、運営委員会や総会の相互傍聴などがある（同：3-4）。さらにこの「あり方懇」での議論を受けて、2005年度の試行的な取り組みとして「コミ研連の予算からコミュニティ協議会どうしのネットワーク事業に対して補助金が出される」（同：4）ことになった。この補助金は「研連ネットワーク実施事業」への支援として現在も続いている。

一方後者では、各コミセンから提出してもらった「地域諸団体とのネットワークづくり調査票」を参考にして、現状では「地域団体とのネットワークづくりは全体としてかなり進んでいる」（同：5）、その形態は「情報交換、定例的な行事の共催・協力、地域課題解決への協働など」様々であると述べられている。

ここでアドバイザーから「コミュニティ協議会も含めて地域の諸団体どうしが、どのような状態になっていると、ネットワークができていえるのか」（同：6）という基本的な問いかけがあったが、それは（注3）を参照してほしい。

第2の「人材の確保」では、2007年度から定年を迎える「団塊の世代」をいかに地域に呼び込むかという議論をしていた。彼らの「生涯現役でいたい、自己主張・自己実現の要求が強い、多様な嗜好を持ち合わせている」（同：9）という傾向は、コミュニティづくりを行うのに適している。そこで彼らを受け入れる地域の仕組みづくりについて、「キャリア別・技術別人材バンク」「男性だけの井戸端会議」「夢実現隊」などの案が出された。

第3の「コミュニティ活動の活性化」では、アドバイザーからの「決まりやお金に縛られずに自由に自分たちの考えを実行できるのがコミュニティづくりの場。もっとおおらかに考え、夢を語ってほしい」（同：10）という提案で、具体的・実践的なことから一歩引いて「夢を語る」ことを始めた。具体的には「コミセンの魅力とは」、「魅力あるコミセンにするには」というテーマで個々の

委員が様々な想いを語り合った(同:10)。これは今後のコミュニティ活動の原動力となると期待される。

#### 第5期コミュニティのあり方懇談会 (2005.5 - 2006.4)

ここでは、「魅力あるコミセン・協議会とは(コミュニティづくりのための人材確保と活用)」、「地域に愛されるコミセンとは(“夢語り”）」、「安全・安心のまちづくり」という3つの討議課題について議論された。始めの2つは前年度から引き継いだ課題であり、3番目は事務局より提案された討議課題である(『第5期武蔵野市コミュニティのあり方懇談会報告』:1)。

第1の「コミュニティづくりのための人材確保と活用」は、前年の第4期では「主に団塊世代を対象として話し合われた」(同:5)が、今回は全世代に広げて、各コミセンの現状と人材確保のルートについて話し合いが進められた。その結論は、「まずはコミュニティ活動に携わっている人たちが自身が活動に魅力を感じていることが先決で、それを周囲に伝えるための対話に時間を惜しまないこと、焦らず長い目で取り組むべき」(同:7)ということになった。

第2の「地域に愛されるコミセンとは」は、「まちづくりは、夢語りから始まっていくのではないか」というアドバイザーの提案(第4期の継続)で討議課題となった。それは「夢を語る意味は、ワクワクどきどき面白いと感じること。夢を語り合いながらワクワクする場を作り出していけば、人集めの手段にもなる」(同:8)という発想から来ている。そして結論は、「自分たちの暮らすまち、コミュニティに対する“夢”を持ちながらコミュニティ活動を行っていくことが大切」(同:9)で、それが「自分たちの活力となり、それらが周囲からは魅力にも映って、「地域に愛されるコミセン」につながっていくのではないか」(同)となった。

第3の「安全・安心のまちづくり」は、現在の「社会情勢を踏まえた課題」として、このことに「コミュニティ協議会としてはどのような取組み、協力が出来るのか」(同:3)という事務局からの提案で討議課題となった。「熱心に討議された」結論は、「各コミセンが無理なく共通して取り組める活動は、市や警察、地域団体などから収集した安全情報を、それぞれが発行している広報紙や、館内・館外の掲示板を利用して地域に情報発信をすることではないか」(同:11)ということになった。

ここでは、コミュニティづくりの根幹は、単に組織のあり方を問題にするのではなく、それを担っている人たち自身が活動に魅力を感じていることが必要で、地域への愛と実現したい「夢」を持っていることが大切だという、心理的な面の重要性が確認されたと言える。なお「安全・安心のまちづくり」、すなわち「地域の防犯・防災にコミセンがどう関わればいいのか」という問題提起が、この時点で既に事務局からなされたことにも注目しておきたい。これが緊急の重要課題となるのは3・11(2011年)後のことである。

## 第6期コミュニティのあり方懇談会（2006.5－2007.4）

ここでは、「安全・安心のまちづくり」、「武蔵野市のコミュニティの歩みと展望」、「自己点検・自己評価への取り組み」、「人材ネットワークづくり＝人材リストの作成」の4つのテーマに取り組んでいる（『第6期武蔵野市コミュニティのあり方懇談会報告』：1）。

先ず「安全・安心のまちづくり」は、前年度からの引き継ぎの項目であり、ここでは「館の防犯・防災の体制」および「地域の防犯に対するコミュニティ協議会の取り組み」はどうあるべきかを討議している。各コミセンでの取り組みの現状報告を踏まえて、「各コミセンでは、それぞれ強い意識と関心を持って、地域の防犯・防災の取り組みに何らかの形で関わっている。さまざまな団体・個人と情報を交換しながら地域に情報発信をしていく役割、地域と協力し合って調整していく役割が特に大切と思われる」（同：5）とまとめられた。

次に「武蔵野市のコミュニティの歩みと展望」が討議課題として設定された理由は、2006年という「コミュニティ構想ができて35年、コミセンができて30年という一つの節目でもあるとき、今一度、原点に立ち返って現状を見つめ直す」（同：6）ためである。そして「今後の武蔵野のまちづくりに向けたコミセン・コミュニティ協議会のあり方等」（同：1）について議論がなされた。

しかし否定的な意見が相継ぐ。「構想が難しくわからない」、「構想が意図した姿」というものが具体的にイメージできない」（同：6）。コミセンは「貸し館にとどまっている」、「新しい人がほとんど入ってこない」、「古くから関わっている人たちは“地域のコミセン”でなく“私のコミセン”と考えている」（同：7）。「コミセンは無料というだけで利用者が多い。そこにはコミュニティは生まれにくい」（同）などである。

これらの意見に対して、事務局（担当課からの部会員）からのコメントは、行政は次のように現在の「コミュニティの歩み」を把握しているとして、「コミセン自体の変化」は「コミセンによるコミュニティづくり（地域の人の輪を広げる）」から、「自分たちの手によるまちづくり（地域を住みやすくするための活動）」（同：8）に進化してきた。また生活環境の変化として、「昔は隣近所で協力し合わなければ生活しづらい環境だったが、最近はコミュニティをあまり必要としない生活になっている」（同）というものであった。

その上で議論の方向としては、事務局（担当課からの部会員）からの「大事なことは、はっきり目に見える目標を持つこと。みんなで目標を確認し合い、それに向かってがんばっていくことだ」という意見を受ける形で、あり方懇としては「方向としては目標（「目指すべき姿」、「こういう状態にしたい」という達成イメージ）を明確にして取り組むことが大切だということが確認できた」（同：9）とされた。このようにここでの議論は、事務局からのコメントを基に進められていると言えよう。

さらにアドバイザーからの意見として、「コミセンは、地域の事務局的な役割を担い、自分自身が行動する必要はない。この指とまれでとまった人にうまく活動をアレンジする、いわば地域のコーディネーター役を担えばいい」（同：10）とコミセンの新しい役割が提案された。

第3に「自己点検・自己評価への取り組み」は、「評価委員会は2006年度は休会とされたが、コミュニティの自己点検・評価のプランを立ててチェックすることを、あり方懇でもう一度考えてみてはどうか」(同:11)という事務局からの提案で討議課題とされた。事務局は、2006年度を「第1期、第2期の評価の結果、課題として出された事項を解決・実現しようという時期」(同)と位置づけている。そして今回の自己点検・評価自体は、協議会に対して2006年11月から2007年1月にかけて実施された。それは「各協議会から提出された原稿のままの形で事務局が取りまとめ、年度内に各協議会に配布された」(同:13)。

そして各協議会の前回(第2回)の自己点検・評価への取り組みが討議され、各協議会とも「討議結果を持ち帰り、各協議会で熱心に議論され、自己点検・評価に取り組んで」(同:12)いることが報告された。事務局からは「評価結果はその協議会のカラーでもある。自分たちのことを見つめ直し、地域のまちづくり、コミュニティの輪を広げる道具として評価表を活用してほしい」(同:13)という要望が出て、その後の討議では「自己点検・自己評価への取り組みを通して、自らの活動を振り返り、次のよりよい活動へつなげていくというサイクルが定着していくことが期待される」(同)とまとめられた。

第4に「人材ネットワークづくり」は、第4期、第5期でも議論されたが、「もっと話し合いを深めたかった」(同:14)ということで、「第6期ではこれをさらに前進させ、各協議会が持つ地域の人材情報の共有化・ネットワーク化について討議」(同:1)された。まず「各コミセンの特技を持つ人材情報」を討議し、そして「各協議会へ「調査票」を配布し、人材の状況を調査結果として」(同)まとめて、「人材リスト」として具体化」(同:16)した。しかし、この作業は「性急に進めるべきではなく、コミ研連に報告をし了解を得た上で、可能なところから取り組んでいくべきだろう」(同:15)という話に落ち着き、「この問題は次期へ引継ぎ、今後の検討課題としてもらうことが望ましい」(同:16)となった。

以上から今回残されたテーマ(第7期の討議テーマとなる)は、①「コミセン間の人材ネットワークづくり」についての「具体的な方策」(同:17)、②「自己点検・評価活動の目標設定と検証の具体的な取り組み方」(同)についてであり、これらについて「各コミセンにとって効果的な方策を見出すことができれば」(同)としている。

### 第7期コミュニティのあり方懇談会 (2007.5 - 2008.4)

ここでの討議課題は、「人材ネットワークづくり」、「地域団体との連携」、「活動の自己評価のあり方」の3項である。このうち「地域団体との連携」以外は、前年度からの引き継ぎの課題である。

まず「人材ネットワークづくり」では、「人材リスト」活用のルールづくりを行い、コミ研連の承認を得て、2007年10月にスタートした。この「人材リスト」により「コミセン間の人脈を広げていけるようになること」(『第7期武蔵野市コミュニティのあり方懇談会報告』:1)を期待している。但し、リストを提出しなかったコミセンが2つある。

その「ルール」とは、「情報の公開は事務局からコミセンにメールで送付する。このリストはコミセン間での情報であり、一般の団体などには公開しない」（同：5）、「本人との連絡の取り方は原則としてコミセンを通して行う」、「費用については本人とコミセンとの話し合いで決める」（同：6）が主なものである。

この「人材リストの目的」は、「各コミセンで活動している多様な人材の情報を共有し、地域を越えた人と人とのつながりを生み出すきっかけとするためのもので」、「コミセン間の交流・ネットワークの深まりや、各コミセンの活動の活性化、人材の活躍の場の広がりにつながること」（同：5）である。

次に「地域団体との連携」では、「より良い地域団体のとの望ましい連携のあり方について」（同：7）討議が行われ、特に「地域の様々な団体のうち、地域社協（市内に13あり、地域福祉の推進を目標として活動している）と連携することは、どのような良い面、良い効果があったか。今後どのような連携の仕方が望ましいか」（同：8）について議論された。

それについてアドバイザーから、「コミュニティ活動というのは、人と人との信頼関係を蓄積していく活動だ」（同：9）という前提の基に、武蔵野市のコミュニティ活動は30数年の蓄積があるので「次の段階は、コミュニティ協議会が“地域の事務局”になるという選択肢もある。“地域の事務局”とは、地域の情報を提供したり、人々を繋いだり、地域の資源をコーディネートする役割をコミュニティ協議会が担い、その事務局としてコミセンがあるという形だ」（同）としてまとめられた。

第3に「活動の自己評価のあり方」では、先ず事務局（担当課からの部会員）からの説明として、「自己点検・評価表は協議会の運営委員の中で話し合い、運営が正しいかどうかを話し合ってもらうための手段として使用してもらいたい。これは、各協議会の運営が自分たちの目標通り進んでいるか、運営委員全員で確認するための自己点検である」（同：10）という説明があった。

「この考えを受けて討議に入った」（同）が、この流れ方は事務局主導と言えよう。そこでは「自己点検の狙いは、自分たちの課題を把握することだろう、そしてその課題を解決していくことが次の目標になっていく」ということが確認された（同：12）。

ここで今回は、自己点検の提出期限を1月9日から2月6日に延長することが、コミ研連で了承された。「これにより、各コミセンの中で有効な議論を深めることができた。自己評価の内容は大幅に充実したものに」（同）になったと言われている。個々には、「全運営委員で一つひとつ点検し細かい討議ができた」、「評価ポイントは変わらなくとも満足度はかなり高まった」、「設問の問う意味について、みんなの理解と意識が深まった」等の肯定的意見が出ている。

アドバイザーからは、「自己点検評価することが話し合いのきっかけになっているということが良くわかった」と評価する一方、「2回、3回と繰り返しているとマンネリにもなる。何か工夫して目新しいやり方を取り入れていくといい」（同：13）という忠告もなされた。なお、個々のコミセンの評価表は「全協議会で取りまとめ、3月末に配布された」（同）。

最後に次期検討課題としては、「第7期の検討テーマは一応区切りをつけられたので、第8期への繰越すテーマは無かった」(同:14)とされた。つまりあり方懇での個別のコミュニティづくりの諸課題は一応検討し終わったのである。ただ参考として次のテーマ(課題)が挙げられている。

①「開かれたコミセンにしていくための課題」(同)。具体的には、「どう参加意識を高めるか、どうコミュニケーションの輪が広げられるか」という見地から、「マンション建設をめぐる地域の課題」(「マンションの住民は“街”に帰属する意識が低い」等)を取り挙げている。

②「一般市民に対するアンケート調査の実施」(同)。このアンケート調査の結果は「いわゆる外部評価」であり、この評価は、予定されている「第6期コミュニティ市民委員会」(2008年8月発足)が考慮しなければならないものとされた。加えてこの時期には、2008年5月に「第8期あり方懇談会」もスタートしている。

### 3-2. 「第6期コミュニティ市民委員会」設置までのコミュニティづくりの状況

それでは「第6期コミュニティ市民委員会」設置の前提となったコミュニティづくりの状況をまとめてみよう。そのためには、あり方懇で検討された討議課題が、その当時のコミュニティづくりの問題状況を反映して設定されていると見ることができるので、そこから出発する。

4つのあり方懇では、合計13項目が討議課題として検討された。それらは内容から6つのグループに分けることができる。

①地域団体との連携(「ネットワークづくりによるコミュニティ活動の充実(コミセン間と地域団体とコミセンの間)」(4期)、「地域団体との連携」(7期))

②人材ネットワークづくり(「コミュニティづくりのための人材確保」(4期)、「魅力あるコミセン・協議会とは——コミュニティづくりのための人材確保と活用」(5期)、「人材ネットワークづくり(人材リストの作成)」(6期)、「人材ネットワークづくり(人材リストのルールづくり)」(7期))

③夢を語る(「コミュニティ活動の活性化(夢を語る)」(4期)、「地域に愛されるコミセン(夢語り)」(5期))

④安心・安全のまちづくり(「安心・安全のまちづくり」(5期)、「安心・安全のまちづくり」(6期))

⑤自己評価のあり方(「自己点検・自己評価への取り組み」(6期)、「活動の自己評価のあり方」(7期))

⑥コミュニティの歩み(「武蔵野市のコミュニティの歩みと展望」(6期))

このうち③の「夢を語る」は、アドバイザーからの提案で、「部会員の方々にコミュニティについての想いや魅力を語って」(『第4期あり方懇報告書』:10)もらい、それらを再確認することで

コミュニティの活性化に繋げようというものである。これは問題発見としての自由な議論ではあるが、具体的な課題について討議されたものではない。もちろん、通常は特に考えることのない「コミセンの魅力」とか「魅力あるコミセンにするには」どうするかということを経験にするのは、コミュニティ構想に立ち返って「人とつながり・コミュニケーションで動く社会」（同：11）を理解する上で、あり方懇だからこそできる話し合いではある。

一方⑥は、「コミュニティ構想ができて35年、コミセンができて30年」という節目に原点に立ち返って、コミセンやコミュニティ協議会の現状確認をしたもので、特に具体的な課題を対象にしたものではない。しかし既に見たように、事務局主導でこの討議が進められていることを考慮すると、原点に立ち返って、コミセンやコミュニティ協議会の現状確認をしたいというのは、実は行政側の意向ではないかと見ることができる。

従って、コミセンやコミュニティづくりで生じており解決しなければならない課題は、「地域団体との連携」、「人材ネットワークづくり（人材リストの作成）」、「安心・安全のまちづくり」、「自己評価のあり方」の4項目となる。加えて、これらの課題を検討する下地となるコミュニティ構想35年後のコミセンやコミュニティ協議会の現状の再確認も挙げられる。

ここで気づくのは、これらの討議課題は、事務局つまり武蔵野市の行政側からの問題提起で討議課題となったものが多いことである。その確認をしておこう。

### 討議課題から見られる「あり方懇」と行政との関係

先ず「安心・安全のまちづくり」は、第4期あり方懇で「今後の検討課題」に選定されていたが、第5期では当初討議課題となつてはいなかった。しかしその年（2005年）12月になってから「事務局より次回討議課題について「昨今子どもを取り巻く事件が頻発しており、市としてもいろいろ取り組んでいるが、コミュニティ協議会としてはどのような取り組み、協力が出来るのか、“安全・安心”をテーマに意見交換してはどうか」との提案があり」（『第5期あり方懇報告書』：3）、その時既に設定されていた「コミセン間の人材ネットワークづくり」に替えて、討議課題となった。文字通り事務局主導と言える。

次に「自己評価のあり方」では、「コミュニティの自己点検・評価のプランを立ててチェックすることを、あり方懇でもう一度考えてみてはどうかと、小尾部会員（担当課からの部会員）からの提案」（『第6期あり方懇報告書』：11）があり、さらに「自己点検・評価の趣旨」について、小尾部会員自身があり方懇の冒頭でその趣旨を説明している（同）ので、これも事務局主導であることは明らかであろう。

この2グループは、はっきりと事務局からの提案で、あり方懇の討議課題となったものである。

一方、「人材ネットワークづくり」では、第4期は「団塊の世代をターゲットにした呼び込み策を考えてみようという趣旨」（『第4期あり方懇報告書』：8）で「コミュニティづくりのための人材の確保と活用」が討議課題とされたのであるが、その時討議用に配付された資料は、「市が実施



した団塊世代へのアンケート調査の報告書」、「市の第4期基本構想・長期計画策定にあたり発足したテーマ別市民会議の報告書“団塊力”」、「団塊の世代を特集として取り上げた『季刊むさしの(2004年夏号、武蔵野市発行)』」であった。話し合いの基になる資料は、全部武蔵野市作成のものである。従ってこの討議課題の設定では、武蔵野市(事務局)が団塊世代を今後のコミュニティづくりの中でどのように位置づければいいのかあり方懇での意見を聞きたいという意図が強く感じられる。しかし事務局からの要望であるにしても、この課題自体はコミュニティづくりに不可欠なものであるため、コミセン間の「人材リストの作成」へと発展していった。

次に「地域団体との連携」では、「ネットワークづくりによるコミュニティ活動の充実(コミセン間と地域団体とコミセンの間)」(4期)は、第3期あり方懇で「今後の検討課題」とされた課題である。ネットワークづくりは、コミュニティづくりが担う地域課題解決の資源として有効に機能するので、コミュニティづくりにとって不可欠のものである。従って、あり方懇でも検討が必要な課題である。しかし第7期あり方懇では、「地域団体(とコミセン)との連携」において、地域諸団体ではなく、特に「地域社協(市内に13あり、地域福祉の推進を目標として活動している)」とコミセンとが「今後どのような連携の仕方が望ましいか」(『第7期あり方懇報告書』:8)について討議している。

このように地域社協に限定していることは、2013年9月に設置された「これからの地域コミュニティ検討委員会」で、コミュニティづくりをコミセンだけに頼るのではなく、地域課題の解決に取り組む地域の諸団体、特に福祉と防災にかかわる団体とコミセンとの連携を問題にしているところから鑑み、当時から既に行政側ではこのことを課題と考えており、そこに何らかの事務局の意図が働いていたのではないかと推察できる。

以上の2グループでは、あり方懇の討議課題に事務局の意図が感じられるのではないだろうか。つまりあり方懇は、コミュニティづくりの地域の核となる16のコミュニティ協議会からの委員と1人の行政側の委員によって構成され、コミセン側から提起された討議課題を議論する場のはずが、「夢を語る」以外は、行政のこれからのコミュニティ施策を検討する実験場になっているということである。

これを武蔵野市のコミュニティづくりは、市民と行政の協働(パートナーシップ)によって行われていると言えなくもないが、それを確固としたものにするためには、優れた社会的資源を持つ行政に対して、市民の側のエンパワーメントを保証する目に見える装置(制度あるいはイギリス流の「コンパクト」=行政セクターと市民セクターとの対等な協働を保証するための協約)が必要であろう。

従って、あり方懇から見えて来るこれまでの武蔵野市のコミュニティづくりの問題点は、「地域団体との連携」、「人材ネットワークづくり(人材リストの作成=コミュニティづくりのための人材確保)」、「安心・安全のまちづくり」、「自己評価のあり方」の4項目+コミュニティ構想から35年後のコミセンとコミュニティづくりの現状の再確認に集約される。その選択には行政側の関与が何

らかの形で反映されている。

#### 4. 「第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会」と「第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会」

##### 2008年から2010年にかけてのコミュニティづくりの状況

「第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会」は、2008年8月にスタートし、2009年12月まで審議し、2010年1月に「最終報告」を提出した。その間、「第8期あり方懇」（2008年5月～2009年4月）が開かれており、「第9期あり方懇」（2009年5月～2010年4月）が一部重なっている。

またその間、市民の意見を問う調査として、第6期市民委員会では「コミュニティに関する市民アンケート」（2009年5月実施、対象は20歳以上の市民2500人、回収率51.9%）を、第8期あり方懇では「利用者アンケート」（2009年1月20日から1ヶ月間実施、対象は運営委員を除くコミセン利用者、各コミセンで回収箱を用意、9677人から回収）の2つを実施している。後者の分析は第9期あり方懇で討議された。

さらに、2010年10月には「第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会」がスタートし、2011年7月で終了し、2011年12月に「報告書」が出ている。ここでは先の2つの調査に基づいて論議されている。またその間、「第10期あり方懇」（2010年5月～2011年5月）も開かれている。

従ってこの時期、武蔵野市のコミュニティづくりを考える主要な3つの会議、すなわち市民委員会、評価委員会、そして3つのあり方懇が行われていたことになる。それぞれ重なりながらの棲み分けがどうなされていたのかを見ていこう。

##### 4-1. 「第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会」

第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会の「任務」は、その「設置要項」第2条によると、以下の4点に関して「市長に提言する」ことである（『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告』：資料-1）。なお委員長は再び筆者が務めた。

- ①市民間の連携を支え、地域の活力を高めるコミュニティのあり方に関すること。
- ②地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの機能の強化に関すること。
- ③コミュニティセンターの移転、新築、改修に関すること。
- ④コミュニティ活動の活性化に関すること。

この諮問は、あり方懇で議論した個々の討議課題を越えたコミュニティとコミュニティセンター全体に関するものであるため、第6期委員会としては自らの「目的」を、「武蔵野市のコミュニティ施策全体に関する方向性やあり方を示すこと」（同：2）とした。また武蔵野市のコミュニティづ

くりは、地域の拠点としてのコミュニティセンターにおいて、その担い手はコミセンを管理・運営しているコミュニティ協議会を中心に結集しているので、コミュニティ協議会の活動、その役割と機能を論ずることに重点を置いた。

第6期市民委員会としては、武蔵野市のコミュニティづくりの現状把握と市民および16のコミュニティ協議会の様々な意見を出来るだけ反映させるために、16回の委員会、全16コミュニティ協議会からのヒアリング、2009年5月の「コミュニティに関する市民アンケート」の実施、2009年8月の「中間報告」公表、それに対するパブリックコメントの募集と3カ所での地域別ヒアリングを行った(同)。最終報告(答申)が出たのは2010年1月である。

ここで委員会が答申に取り組む姿勢として、3つの提案を行った(同:3)。

①コミュニティづくりと言われる場合の「コミュニティ」を2つに分けて考えたこと。1つ目は「人と人との緩やかな結びつき」を表わす「土台」、2つ目は「その土台の上で地域の課題解決や様々な団体や行政に働きかける行動」を「活動」という形で捉えた。これは、例えば「コミュニティの活性化」という場合に、「土台」と「活動」のどちらに関する活性化であるかを区別して明確に把握するためである。

②「コミュニティ構想」の重要性の再確認。そこには、「市民は“自主3原則”を行動の基準にコミュニティづくりを行い、行政はそれに側面的支援を行うという役割分担」がある。そこで行政の側面的支援という位置づけをより明確なものとするために、「コミュニティづくり支援のための“行政の3原則”」を提示した。

③今後のコミュニティづくりに当たっての残された問題。コミュニティ協議会とコミュニティづくりを行う他の地域諸団体・NPOとの連携、コミュニティ協議会と行政との真のパートナーシップの実現など9項目をあげている。

最後に一言付け加えることは、「武蔵野市のコミュニティセンターは、行政が建設し地域住民が管理・運営するまさに“公設民営”の市民活動支援センターである」(同)ということである。従って市民活動支援センターが担う、市民団体・NPOを支援し相互につながプラットフォームになるという役割は、コミセンも同様に持つということを押さえておきたい。以下、最終報告の内容に入る。

### コミュニティ協議会の役割・機能について

ここでは、コミュニティ協議会の役割と機能を確認するに当たって、コミュニティの内容である「土台」と「活動」、協議会の活動の場である「コミュニティ」と「コミュニティセンター」を組み合わせて考えていく。

第1に、コミュニティ協議会が、「土台」づくりのために、コミュニティで果たすべき役割・機能は、「“ともだちづくり”のお手伝い・サポート」(同:13)であるとした。具体的には「コミセンにふらっと立ち寄って来た人に対し声をかけたり、会話をしたりすることを通じて、利用者と窓

口、または利用者同士が自然な形で知り合いを作る」、また利用者を「利用者が興味を持つ地域の団体に紹介する、といったお世話をする」というものである。

第2に、コミュニティ協議会が、「活動」のために、コミュニティで果たすべき役割・機能とは、「活動を行う団体へのサポート」（同：15）であるとした。具体的には「地域で活動する団体同士の活動をコーディネートし、団体同士の連携や情報共有を進めることことや、地域の団体との連携を深めること」（同）である。

第3に、コミュニティ協議会が、「土台」づくりのために、コミュニティセンターで果たすべき役割・機能は、「出会いの場・交流の場の提供」（同：17）であるとした。具体的には出会いの場としては、「気軽に立ち寄れる雰囲気を作る」ために、窓口が「明るい対応に心がけ」たり、「施設の外観を工夫する」などの対応をする。交流の場としては、コミュニティカフェのように「気軽に立ち寄り、おしゃべりができる場所を」つくる。または「出会いのきっかけとなるイベント」（同：18）をする。

第4に、コミュニティ協議会が、「活動」促進のために、コミュニティセンターで果たすべき役割・機能は、「活動の場・対話の場の提供」（同：19）であるとした。具体的には、「地域の団体等に活動の場として施設（＝コミセン）を提供するとともに、同じ課題認識や目的を持った人と人、人と団体、団体と団体とを結びつける活動（やイベント）」（同）を行っていく。ここでコミュニティ協議会は、「地域の課題解決に貢献する団体が活動しやすいように、コーディネーター役を果たす」（同）ことになる。

## 行政の役割について

続いて、行政の役割に言及する。「行政はコミュニティづくりの側面支援に徹することが望ましい」（同：21）とした。行政はこれまで通り「自主3原則」を尊重し、「コミュニティ協議会からの要請があれば、側面的な支援を行うという立場を維持することが妥当である」（同）。そして、その具体的な側面支援としては、「施設（コミセン）の整備と、指定管理者であるコミュニティ協議会への管理運営委託料とコミュニティ活動補助金の支出が基本となる」（同）。それに関連して市への要請として、「窓口の2人体制化」と「使途が年度当初に決められた予算の使途を変更できるようにする」、および「コミセンを積極的にPRする」ことが挙げられている。

ここで第6期市民委員会は、「コミュニティづくり支援のための“行政の3原則”」を提案した。これは「行政はコミュニティづくりの側面支援に徹することが望ましい」としたことを3原則の形で具体化したものである。

- ①「側面支援の原則」……「金は出すが、口は出さない」という見守りに徹する（「自主3原則」の堅持）。
- ②「市民要請の原則」……支援の実施は、コミュニティ協議会からの要請を原則とする。
- ③「支援協働の原則」……支援はコミュニティ協議会と協働で行う。

行政がこの3原則を守ることで、コミュニティづくりの「自主3原則」はより市民主体のものとなることが保証される。

### コミュニティの活性化について

以上をまとめると、武蔵野市のコミュニティの活性化に向けて必要なことは、2つの「つなぐ」という活動であることがわかる。

「人と人をつないで様々な活動が生じる「土台」をつくること、そして、団体と団体をつなぎ地域の「活動」を促進すること」(同:25)、つまり〈「土台」づくりのために「つなぐ」〉と〈「活動」の促進のために「つなぐ」〉という2つの「つなぐ」活動を継続して地域の力を高めていくことが、コミュニティの活性化に結びつくのである。そして、この2つの「つなぐ」の実践主体が「コミュニティ協議会」なのである。

### その他に議論されたこと

コミュニティセンターの改修、移転・新築、新設について議論された。改修では、築30年を越えるコミセンがある現状を鑑み、高齢者増加に備えた「バリアフリー化」、気軽に立ち寄れて交流しやすい場所になるような配慮、すなわち入り口を外から見やすくする、立ち寄った人が休憩できるスペースを作る、ロビーを充実させるなどが必要であるとした。

移転では、八幡町コミュニティ協議会から出ている移転・新築の要望に対して、要望通り現状は小さ過ぎて、コミュニティ活動をしていく上で、機能・設備面で改善が必要であるとして、2009年4月30日に市長に対して移転・新築を提言した。

新設については、境・境南町東部へのコミュニティセンター新設の要望が出ていたが、単独の館にするか他の館の分館にするのか申請者たちの意見の統一が図られていないので、新設は見送ることとした。

コミュニティづくりに当たって今回検討できなかったことは「さらなる論点」として掲げている。それらは、①～③コミュニティ協議会と、他の地域団体、地域のNPO・市民活動団体、市民協働サロンの運営主体等との連携。④コミュニティ協議会の評価のあり方。⑤コミ研連の位置づけの明確化。⑥コミュニティ協議会と行政とのパートナーシップ(協働)の実現。⑦コミュニティづくりのソフト(住民組織やコミュニティ政策)と、ハード(建造物や都市計画)との関連づけ。⑧囲い込まれた飛地(マンション等)出現への対応。⑨コミュニティセンター老朽化による建て替えの問題。以上である。

## 4-2. 「第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会」

評価委員会は、第1期が2003年3月、第2期が2004年9月に設置された後は開かれず、評価は、第1期評価委員会の案をベースにして改良された「自己点検・評価表」を用いて、各コミュニティ協議会が独自に行ってきた。その間、評価項目への不満、評価自体へのマンネリ化の懸念などが出ていたが、ここに第3期評価委員会が2010年10月にスタートすることになった。

第3期評価委員会は、「各協議会によるコミュニティセンターの管理運営について広く市民に公開することで、より開かれた運営を目指すとともに、今後も、多世代が集い、市民活動の拠点として利用されるよう、各協議会の活動を多くの市民へ周知することを目的とし、客観性、透明性をもって各協議会の取り組みが適切に行われているかを確認し、市民施設の運営について市民への説明とする」（『第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会報告書』：2）ことを目的として設置された。

評価委員会によるコミュニティ協議会の評価は、①各協議会が独自に毎年作成しているによる自己点検・評価表からの内部評価（2005年度～2010年度）、②利用者による外部評価（2009年の「利用者アンケート調査」）、③調査委員会事務局による各協議会の代表者へのヒアリング、④各コミュニティセンター別・部屋別の利用件数、人数等の集計（2005年度～2009年度）を基に行われた（同：4）。

そこでの評価項目は、「①運営の工夫・利用者（住民）の満足度の向上、②適正な運営、③施設・設備の管理、④協議会が活動の中で認識している課題、⑤その他」が設定されている。なお「その他」は、①から④までで書ききれない当該のコミュニティ協議会の特質が記入されている。それらを基に「総括」として、評価委員会が個々の協議会の評価・判定を下している。

### 評価によって顕われてきたコミュニティ協議会像

第3期評価委員会は、「今回実施した一連の評価作業から、コミュニティ協議会やコミュニティセンターに関わる幾つかの課題が発見された」、「その課題内容を示し、その解決のための方向性を提案したい」（同：21）と言う。以下の3つが抽出された課題である。

- ①コミュニティ協議会の担い手に関する課題。
- ②さまざまなネットワークづくりに関する課題。
- ③コミュニティ協議会の説明責任と評価に関する課題。

これらの課題を検討する過程で、評価委員会が示したコミュニティ協議会像は、われわれがコミュニティづくりを考える時の導きの糸となる。

先ず①「コミュニティ協議会の担い手」に関しては、コミュニティ活動をする時に必要な運営委員の人数、役割、年齢構成を考えるのであるが、その時協議会が「本当に誰でも運営委員として受

け入れていく姿勢をもっているのか」(同:23)を問いなおす必要がある。その結果顕われてくるコミュニティ協議会像は、「地域住民に“何かをしてあげる”団体という発想から、“地域住民が地域に対して何かをする機会を提供する”とか、“地域の人ができることをやってもらう”というコーディネートする役割を担っている」(同)というものである。

次に②「さまざまなネットワークづくり」に関しては、今回1)「さまざまなネットワークづくりの課題」と2)「マンションなど集合住宅の住民と一戸建て住宅との住民との交流の課題」の2つが抽出された。前者において、ここから見えてくるのは、「コミュニティ協議会とは多少なりとも性格の異なる団体とのネットワーク、そしてコミュニティセンターを結節点とする“人と人のネットワーク”」(同:24)の形成が重要であるということである。ここで核となるのは、「コミュニティセンターを結節点とした人と人のネットワーク」であることは言うまでもない。

後者に関しては、集合住宅の居住者でもコミュニティに関心のある者がいないわけではないのだから、「分譲の集合住宅の場合には管理組合に働きかける」など、「コミュニティ協議会の側からのアプローチも必要」(同:25)であるとする。

最後に③「コミュニティ協議会の説明責任と評価」では、そのベースにあるのは、「コミュニティ協議会が市民に対する説明責任を果たす」(同)ことである。そのためには、今回の評価委員会による評価に加えて、毎年実施してきた自己点検・評価もある。さらに「広報紙やホームページなどを通じた広報活動」(同)に対する市民各層からの反響は、「コミュニティ協議会への市民からの評価」という側面をもつことになると捉えられている。

### 今後の評価に向けて

2003年6月に地方自治法の改正によって制度化された「指定管理者制度」は、2005年4月に武蔵野市にも導入された。これによって各コミュニティ協議会は、「指定管理者に指定された公共的団体」として「コミュニティづくりを行う」(コミュニティ条例第9条3項)ことになる。つまりコミュニティ協議会の評価は、指定管理者としての評価と「コミュニティづくりを行う主体」としての評価と、両方からの「ダブル・スタンダードを」(同:26)求められるものとなる。

指定管理者としてのコミュニティ協議会の評価としては、「館の管理・運営」に加えて、指定管理者の協定によって義務づけられた「計画書・報告書の作成と管理費用等に関する取り決め、さらにモニタリング調査の実施」(同)が要求される。一方、コミュニティづくりの主体としてのコミュニティ協議会の評価としては、「自己評価を基本とし、そこに見出される課題解決の方向性を第三者評価として提示する」(同)ことによって、「住民主体のコミュニティづくりを支援するものとなった」とまとめられている。

以上のように、第6期市民委員会および第3期評価委員会は、いずれもコミュニティ協議会の活動と、その役割と機能に焦点を合わせて、コミュニティづくりから地域(コミュニティ)の活性化

を論じている。

第6期コミュニティ市民委員会では、先述したように、武蔵野市のコミュニティの活性化に向けて必要なことは、「〈土台〉づくりのために「つなぐ」と〈活動〉の促進のために「つなぐ」という2つの「つなぐ」活動を継続して地域の力を高めていくことが大切だと述べ、この2つの「つなぐ」の実践主体が「コミュニティ協議会」なのだと捉えられている（『第6期コミュニティ市民委員会最終報告』：25）。

第3期評価委員会では、4種類の資料を基に各コミュニティ協議会の評価が行われた。それらを基に「総括」として、「全体として、指定管理者としてのコミュニティ協議会は、コミュニティセンターを適正に管理運営していると評価することができる」（『第3期評価委員会報告書』：1）とされた。ここでコミュニティ協議会は、「指定管理者に指定された公共的団体」としてと同時に、「住民主体のコミュニティづくりを支援する」コーディネーターとして、「コミュニティづくりを行う」ものと捉えられている。

では両者の間に開かれた「あり方懇」では、コミュニティ協議会およびコミュニティづくりはどう捉えられていたのだろうか。

### 4-3. 「第8期あり方懇談会」～「第10期あり方懇談会」

#### 「第8期コミュニティのあり方懇談会」（2008.5～2009.4）

第7期あり方懇では、「第8期への繰越すテーマは無かった」とされたが、参考として2つのテーマ（課題）が挙げられている。それは「開かれたコミセンにしていくための課題」と「一般市民に対するアンケート調査の実施」であった。第8期はこの2つを引継いでいる。そして検討テーマとして1つの項目を付け加えた。

「開かれたコミセンにしていくための課題」は、そのためには「どう参加意識を高められるか、どうコミュニケーションの輪を広げられるか」（『第8期コミュニティのあり方懇談会報告』：4）が大切で、それを「もう少し具体的なテーマ」としたのが、「安心で住み良い暮らしを続けていくために、コミセンのできること」（同：1）という第1の項目である。

これは議論を通して、「地域の課題を解決するためにコミセンができることは何か」（同）となり、その解答として「“住み良いまち”の原点は“人と人とのつながり”であり、“この役割を担うのがコミセンである”」（同）という認識に至った。つまり「まちづくりの基本は人と人をつなげることであり、コミセンはそのつなげる役割を担おうとしているのではないか」（同：5）という「結論を得た」のである。なお「人と人をつなげる」とは、具体的には「お友達」になって「コミュニケーションを取る」（同：6）関係になることと捉えられている。

第2項目の「一般市民に対するアンケート調査の実施」は、「内部評価である“自己点検・評価”に対応する外部評価」（同：1）となるので、内部評価と外部評価を比較することが出来るという



アドバイザーの提案によるものである。しかしこれは「一般市民に」ではなく（その調査は第6期コミュニティ市民委員会で実施済み）、コミセンの利用者から見てコミセンは「まちづくりの拠点、防災の拠点となり得ているかを見直す」（同：8）こともできるように、「利用者アンケート」として2009年1月に実施された。但し「アンケートの結果の分析、考察は次期あり方懇談会に待つ」（同：10）とされた。

付け加えられた第3項目は、第6期から3期連続のテーマである「自己点検・評価」とし、それをコミュニティづくりに「どうしたら生かせるか」（同：1）について考えていった。コミセン独自の自己点検・評価の取り組みは、2008年度で4回目になる。マンネリ化が言われる中で、ここでの議論の結果、「コミセン活動が反映できる設問を入れる」（同：12）など調査項目の変更が議論された（第9期あり方懇で実現）。

次期（第9期）への検討課題としては、①「自己点検・評価を適切に運営するための方策を検討する」、②「利用者アンケートから見えた特徴点、問題点を生かす」、③「これからどのようなコミュニティをつくりたいかを考える」（同：14）、④コミュニティ構想後30数年が経過している今「もう一度“自主3原則”を問い直す」（同：15）の4項目が挙げられている。

特に③では、各コミセンの考え方をまとめると、「地域とのつながり、かかわりを大事にしたコミュニティをつくりたい」、そのためには「気楽に立ち寄ることのできるコミセン、多くの人が来てくれるコミセン……にしていけることがベースになるのではないか」（同）、と捉えられている。

#### 「第9期コミュニティのあり方懇談会」（2009.5～2010.4）

前期からの検討課題について協議し、次の2点を今回のあり方懇の課題とした。

①利用者アンケートの活用について

②「自己点検・評価表」の見直しについて

その他「コミュニティセンター運営上の悩みなどは、毎回時間を取って話し合う」（『第9期コミュニティのあり方懇談会報告』：1）ことにした。

利用者アンケートは、その集計結果を各協議会がどのように活用しているかについて報告され、新たに行われたアンケート項目の「クロス集計によって得られた結果を、どの様に活用していくか」が討議課題となった。そして「見直した自己点検・自己評価は内部評価として、利用者アンケートは外部評価として活用する」（同：9）、つまりコミュニティ協議会の評価は、この両方を活用して行うことになった。

「自己点検・評価表」の見直しは、「複雑だ、わかりにくい、答えにくい、マンネリだ」等の声に答えて、「自分たちあり方懇談会の手で見直し案を作ろう」（同：1）と検討を始めた。そして「評価基準の大項目（①住民参加による開かれた運営になっているか、②コミュニティ活動の活性化と

ネットワーク化、③利用しやすいコミュニティセンターづくり、④誰もが安心できる適正な運営、⑤目標と成果）はどれも重要であることを再確認（同）した。見直し案では、「各協議会から見直し案を出してもらい」（同：4）、大項目に「活動の活性化」という1項目を加えて6大項目とするとともに、「小項目の評価点を記入する方式から、大項目の総合評価のみにする」（同：7）等の変更を行った。

今期のあり方懇は、この討議の過程を、「わかりやすい見直し案が、あり方懇談会の総意としてまとまったことが、今期の大きな成果です。実際に使用され、さらにコミュニティ活動を活性化することに役立つ「自己点検・評価表」となることを期待しています」（同：2）と評価している。但し2009年度評価は、従来通りの「自己点検・評価表」で実施された。

次期への検討課題としては、①より掘り下げた利用者アンケートの活用について、②運営委員の中に関心の無い者たちが増えつつある「あり方懇」のあり方について、③コミュニティ活動の活性化、④現代の社会状況に即した「自主3原則」の再確認、⑤第6期市民委員会で提案された「行政の3原則」の理解、⑥指定管理者制度や第6期市民委員会最終報告等の自主的な学習、⑦これからのコミセン活動に役立つようなハンドブックの作成、⑧第6期あり方懇で取り上げられた「友達づくりのお手伝い」をどうしたらできるかについてのあり方懇みんなでの研修（アドバイザーからの提案）、が挙げられている（同：10）。

#### 【第10期コミュニティのあり方懇談会】（2010.5～2011.4）

今回は、先ず「あり方懇とはどのような場か」について、「①自由な話し合いの場、②情報交換の場、③問題解決への糸口をつかむ場」ということを確認してスタートした。

今回の検討課題としては、前期に提案された8項目のうちの8番目、「友達づくりのお手伝い」を、「今の世情で大きく求められている」のではないかということから、テーマとすることになった。なおこのテーマは、「第6期コミュニティ市民委員会」で、「コミュニティ協議会が「土台」づくりのために、コミュニティで果たす役割・機能」（『第6期コミュニティ市民委員会最終報告』：13）として挙げられたものである。

検討の進め方としては、「コミュニティ活動の「自主3原則」を具体化する次の3つの側面から考察を深める」（『第10期コミュニティのあり方懇談会報告』：1）ことにして、3つの「サブテーマ」を決めた。

- ①高齢者と子どもの居場所を考える。
- ②コミュニティカフェなどイベントを考える。（イベントの進め方や見直し）
- ③窓口業務における諸問題を考える。（窓口対応について。利用しやすいコミセンについて。）

これらの検討に当たって、今回は「グループ討議」を採用し、「サブテーマごとに小グループを構成し、同時並行して討議する方式」（同：3）とした。

なお、大テーマである「友達づくりのお手伝い」とは、「他人同士が出会い、あるきっかけから知り合いになって付き合いが広がっていく」という友達づくりを可能にするために「コミセンという場でそのきっかけづくりが出来れば」（同：23）ということである。アドバイザーによると、友達とは「お互いに分かり合い、共感でき、信頼で結ばれている人」（同：37）と説明された。

#### 「高齢者と子どもの居場所づくり」グループ

このグループは、先ず「居場所づくり」について「コミセンを対象にアンケート」を実施し（同：7）、「市と共催の高齢者向け“おしゃべり広場”が開催できないだろうか」（同：8）と提案した。そのためには行政に、当該事業、人材、適当な講師など「縦割り行政を越えて様々な面での支援を頼みたい」（同）としている。

子どもたちの“友達づくり”に関しては、それは「自然発生的」なものであるから、「コミセンとしては“場所の提供、イベントの開催”と同時に、常にしっかりと“見守り”をしていくことが大切だ」（同：10）としている。

#### 「イベントの進め方や見直し」グループ

このグループは、先ずコミセンのイベントの一つとして、けやきコミセンの“茶社”と吉祥寺南町コミセンのカフェ“み～な”を見学し、「コミセンのイベントは、地域の人々とコミセンを結ぶキッカケづくりが大きな目的」（同：12）だと把握し、吉祥寺東コミセンのイベント“アジアを知ろう”と毎月第4木曜日の“つどい”や、本町コミセンの“ふれあい交流会”、桜堤コミセンの“セピア色の思い出”（写真展）について話し合いをした。

そこから提言として、コミセンのレベルアップのために「じっくり考えて話し合える機会」、「窓口研修勉強会やコミセンの相互訪問」、「館の防災、救急の充実」（同：17）を挙げている。またこの見直しを進めるために、「事業費予算の執行」の弾力化も掲げられている。

#### 「窓口対応・利用し易いコミセン」グループ

このグループは、先ず「16 コミセンの窓口勤務の実態を調査し一覧表にまとめ」（同：22）、窓口業務で起きるクレームやトラブルの原因や対処法について具体的に考察した。そして、窓口の対応のポイントとして、「①利用者の来館内容をチェックする、②言葉づかい等に気を配った態度・雰囲気、③コミセン内外の地域情報の提供、④コミセンの顔としての“心がまえ”をもつこと、⑤安全・安心性があること」（同：20）を挙げて、これが「友達づくりの原点」だと述べている。

あり方懇は今年度（2010年度）で10年目であるが、アドバイザーによると、「あり方懇の“すごいところ”とは「市民が自分たちで問題解決に取り組んでいること」（同：35）である。そして、武蔵野市のように「コミセン・協議会の問題を市民自らが解決しようとする制度があるのは、全国

的に見てもめずらしい」（同：36）と述べられている。そしてこの「10年間の最大の収穫は、コミセンに関わる市民が“話し合う”という“文化”をつくってきた」（同）ということであると、総括している。

あり方懇での「市民が自分たちで問題解決に取り組み、市民が“話し合う”という“文化”をつくってきた」という評価は、コミュニティ市民委員会、コミュニティ評価委員会での営みをも含めて、これまでの武蔵野市のコミュニティづくりの総括でもあると言える。しかしこの後3・11(2011年)を経て、コミュニティづくりの施策にも変化が見られることになる。

## 5. 3・11後の武蔵野市のコミュニティづくりの施策

### 5-1. 3つのあり方懇談会

2011年3月11日の東日本大震災がもたらした津波被害と東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンは、われわれに今までの自然と人間との関係を根本的に考え直す契機を与えた。特に放射能によって「帰宅困難区域」「居住制限区域」に指定された地域からの避難者は、「原発事故により地域社会が破壊されて、「生」（生命・生活・人生・生業）の基盤が根こそぎ奪われた」（塩谷他2014:42）のである。精神的にも「伝統あるふるさと」と「夢と希望」を同時に失っている（飯館村からの避難者談）。このような被害を未然に防ぐあるいは軽減するために、われわれは今何をしなければならないのか。それを考えに入れた時、3・11（2011年）後の「コミュニティづくり」の捉え方にやや変化が起きている。それは特にコミュニティ協議会の位置づけに見られる。それを先ず「あり方懇」の動きから見よう。

#### 【第11期コミュニティのあり方懇談会】（2011.7～2012.4）

今期の特徴は、従来のように前期の討議課題を引継ぐのではなく、「去る3月11日の東日本大震災を受けて“コミュニティと防災に関すること”というテーマが研連より与えられた」（『第11期コミュニティのあり方懇談会報告書』：1）ことである。

そこで先ず、3月11日に各コミセンで地震にどのように対応したかのアンケートを送付し、全コミセンから回答を得た。それを基に今期のテーマを「コミュニティと防災（コミセンは災害時に於いて地域に対しどのようなことができるか）」とした。

次に地震への対応には地域差があるので、コミセンを地域の性格によって4グループに分け、また各コミセンの窓口メンバーが入っているか何にメンバーが関心を持っているかを考慮して、実際に討議するテーマを「災害時におけるコミセンのマニュアル作り」と「災害時を含め“コミセンは地域の拠り所”でもありたい」に設定した（同）。加えて学習活動として、市の防災課長に「武蔵野市の防災」について講演してもらい、また立川防災館を訪問した。

得られた結論は、「コミセンは、災害時に避難所としては指定されていないが、まず自分と家族

の安全が確保された上で、それぞれの地域の実情に合わせて出来ることを考え、災害時の大切な地域の拠り所として“向こう3軒両隣”を機能させ、その役割を広げていくことが望ましい」(同：7)。また課題としては、「地域でのコミセンの認識をもっと広げる必要があるが大いにあるので、普段からの施設の開放・広報などを考える必要がある」(同)とされた。

#### 「第12期コミュニティのあり方懇談会」(2012.6～2013.4)

今期は、最初討議課題(テーマ)を何にするかで時間をとったが、「“コミセンが地域に果たす役割”について議論して、その上で他団体との関わりの中で“コミセンが果たしている役割と今後の果たすべき役割”が見えてくるのではないかとの角度から検討」(『第12期コミュニティのあり方懇談会報告』：1)することにし、各コミセンが関わっている地域の諸団体、コミセンの自主事業と他の団体に協力する事業、共催あるいは協力事業における他団体との関わりについてデータを出し合った。また、第8期あり方懇で実施し、第9期でクロス表分析した「コミュニティセンター利用者調査」(「利用者アンケート」)の各問を5段階評価して、コミセンごとに集計したものと全コミセンの合計とが資料として配付された(同：76-115)。

「幅広い議論」の末の結論として、「地域コミュニティに対する活動は、コミュニティ協議会だけではなく、いくつもの公共的活動団体があり、コミュニティ協議会もその中の1つとして捉えると、地域コミュニティにおけるコミュニティづくりに対して、活動をコミセンから外に広げていくこと、または他団体とより一体的な活動をコミセンの場に展開していくことが必要である」(同：1)という見解に至った。このことは自己点検・評価表の第2項目「コミュニティ活動の活性化とネットワーク化」の第4小項目に「次に掲げる諸団体と連携やネットワーク化を進めていますか」とあるように、「コミュニティ協議会全体が活動評価軸として重視してきたことに一致する」(同)としている。

ここで元アドバイザーの「利用者アンケート」へのコメントを付け加えておく。先ずこのアンケートの意義として、「自己評価と(利用者アンケートという)外部評価を照らし合わせることで、これまでの自己評価が妥当なものであったかも検証できることになる」(同：23)。だが5段階評価で、アンケートのほとんどの項目の平均が3点台になっているということは、「正直に言ってあまりよい結果ではない」(同)。理由は、3点台ということは、各項目が「そう思う」(4点)と「普通」(3点)の間にある(5点は「とてもそう思う」、2点は「あまりそう思わない」、1点は「そう思わない」ということで、利用者が積極的にそのコミセンを評価しているとは言えないからであるとしている。

#### 「第13期コミュニティのあり方懇談会」(2013.5～2014.4)

今期のテーマとしては、「地域の人と人との繋がりについて」がコミ研連から要請された。各協議会は、「人と人との繋がりづくりを目的に活動してきた」(『第13期コミュニティのあり方懇談会

報告』：1）のであるが、市民アンケートなどからは「コミセンを拠点としたコミュニティづくり、人と人との繋がりづくりが道半ばであること」（同）がわかる。

しかしまたアンケートによれば、地域コミュニティに対する市民の期待は「日常的には気楽に挨拶や会話ができる関係を維持した上で、いざという時には助け合えることを地域に求め、繋がりづくりとして考えている」（同）とある。にもかかわらず、協議会は「地域というくくりで行われている活動や地域住民への呼び掛けがどのようにあるべきかということについては、まだ答えが見つからない」（同）という状態にある。そこで上記のテーマを設定し、「幅広い角度から議論」することになった。

まず各コミセンの「コミュニティづくりへの取り組み／人・団体との繋がりづくり」、続いて「地域住民への呼び掛け方法と広報活動」、さらに「市民の関心を引くテーマ・イベント」について話し合われた。さらに続いて「地域のコミュニティづくりを行うコミセンの役割」について話し合わせ、コミセンへの期待が整理された。すなわちコミセンは、個人や団体が「気軽に集い、繋がりをつくるために活用できる場」、「市民・団体が連携・協力してまちづくりを行える拠点」（同：3）だと捉える。また災害時などいざという時には、「災害時地域支え合いステーション」として、「①在宅避難者の支援・相談、②情報の伝達、③思いやりルームの設置」（同）という役割が期待されている。

最後に、「人と人との繋がりのあるべき姿」について検討し、「窓口を通してコミセンが地域に前向きに働きかけていく必要性と、このことが人と人をつなぐことに大きく貢献するものである」（同）と討議が締めくくられた。

なお今期のあり方懇は、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の発足（2013年9月）から「中間提言」提出（2014年4月）までの検討期間と重なっている。つまり第13期は、後述するコミュニティ協議会の捉え方の変化の上に、協議会本来の活動である「地域の人と人との繋がり」づくりをテーマとして討議したのである。

### 3つの「あり方懇」から見えてくるもの

さて、これら3つの「あり方懇」から、コミュニティ協議会によるコミュニティづくりの動きにどのような変化を見ることができるか。

まず第1に、部会員（構成員）の変化から見られるあり方懇の自立化である。第10期までのあり方懇では、全16コミュニティ協議会から1名、事務局（担当課）から1名の計17名が正式の部会員である。それにオブザーバーとして、有識者が1名、コミ研連から2名（会長と副会長）、事務局から担当課の課長の1名の計4名が加わり、事務局として担当課の職員が1名入っている。すなわち部会員名簿には計22名が名を連ねている。（注4）

それが第11期では、正式の部会員の中から事務局の1名が消えて、16名となる。さらにオブザーバーの中から有識者が消える。事務局として名前が出ていた担当課の職員は、オブザーバーの中に

入る。それで部会員名簿は計20名となった。

さらに第12期になると、オブザーバーの1人であったコミ研連の副会長が消え、オブザーバーという呼称自体がなくなり、担当課の課長と職員が正式の部会員となる。つまり部会員名簿は計19名となる。第13期になると、さらに担当課の課長が抜けて部会員は計18名となった。しかし課長は、あり方懇開催10回の内7回出席して討論を聞いている。

ここで押さえておくべきことは有識者とオブザーバーに関してである。有識者はアドバイザーとして、第4期と第5期には「夢を語る」ことを、第10期には「友達づくりのお手伝い」を討議課題として提案し、そのようになった。また「自己評価のあり方」に関しては第3期、第6期、第7期と適切なコメントで、あり方懇の方向づけを行った。つまり事務局がそれぞれの時点で提案して来る討議課題に対して、あり方懇の側から逆に問題提起を行ってきたのが有識者だった。それが部会員名簿から外れたのである。また第12期からオブザーバー自体がなくなって、事務局を務めていた担当課の課長と課員が正式な部会員となった。さらに第13期では、課長が抜けて担当課員1人になった。

このようにあり方懇の部会員の構成の変化から見ると、あり方懇は、より純粋に協議会メンバー中心の議論ができる方向に進んでいると言える。すなわち従来のあり方懇で外部からコメントしていたオブザーバーがいなくなり、担当課は縮小したのである。その結果、あり方懇では、コミ研連からの要請はあるにしても、自分たちでテーマを決め、それを自分たちで検討する体制が整ったのである。

第2は、討議内容から見えてくる協議会の地域コミュニティでの位置づけの変化である。第11期では「コミュニティと防災」がテーマとなり、災害時には「コミセンは地域の拠り所」という位置づけで、「地域の意見を聞き、地域の組織を理解して、いっそう開かれたものになる努力が必要」(『第11期あり方懇報告書』:7)で、「地域の団体(青少協、福祉の会、日赤、町会、防災関係など)と顔見知りになり、合同で訓練することで理解を深め(それを)広げていくことが大切である」(同)とされている。これは災害時という総動員的な対応を迫られる限定的な状況であるが、その対応にはコミュニティ協議会だけではなく、地域の諸団体とコミセンを場に協力体制を組むということ、つまり地域の課題解決には、コミュニティ協議会が対応するだけでは不十分で、地域の諸団体と連携を組むことが必要だということである。

このことは第12期になるとより鮮明になる。「地域コミュニティに対する活動は、コミュニティ協議会だけではなく、いくつもの公共的活動団体があり、コミュニティ協議会もその中の1つとして捉える」(『第12期あり方懇報告書』:1)とあり、さらに「活動をコミセンから外に広げていくこと、または他団体とより一体的な活動をコミセンの場に展開していくことが必要である」(同)としている。つまり、地域の課題解決には、コミュニティ協議会だけではなく、「いくつもの公共的活動団体」と連携しなくてはならない。従って第12期のあり方懇では検討するテーマを、「他団体との関わり方」としてとりまとめることにした」(同)のである。

すなわち、もはやコミュニティ協議会だけがコミュニティづくりの核として設定されるのではない、ということである。今や地域の課題解決のためには、連携する複数の公共的活動団体が不可欠なのである。第13期では、コミセンが災害時には「地域支え合いステーション」となり、協議会はその構成団体の一つとなる。このことは、コミュニティ協議会だけを地域のコミュニティづくりの担い手とする時代が終わったということである。第11期から第13期のあり方懇での議論は、コミュニティ協議会の側からのこのことの自覚の過程と言えよう。

なお第11期あり方懇での「コミュニティ協議会」についての説明では、「地域住民および利用者などで構成している団体で所在をコミセン内に置き、自主3原則のもとに活動している」（『第11期コミュニティのあり方懇談会報告書』：1）。また「指定管理者制度を取っており、市より館の運営を委託され管理費および補助金を受けている」（同）と確認されている。ここにはコミュニティづくりを担うあるいは地域の核となるという表現は見当たらない。

第3は、あり方懇で、コミュニティづくりをどう行うかという具体的な方策が、まだ見出されていないということである。第13期あり方懇での問題提起が、「コミセンを拠点としたコミュニティづくり、人と人との繋がりづくりが、道半ばであること」、コミュニティ協議会は「地域というくくりで行われている活動や地域住民への呼び掛けがどのようにあるべきかということについては、まだ答えが見つかっていない」となっている。ということは、第12期までもこの状態であったと言える。第13期は、その解決をめざして、「地域の人と人との繋がりについて」検討したが、「窓口を通してコミセンが地域に前向きに働きかけていく必要性と、このことが人と人を繋ぐことに大きく貢献するものである」（同）として討議が締めくくられた。

だがこの結論では、窓口が人と人を繋ぐ重要な役割を担っているという従来通りの確認であり、コミュニティづくり、人と人との繋がりづくり、地域住民への呼び掛けなどへの具体的な方策が提示されているとは言い難い。

しかし翻って考えてみれば、「コミュニティ構想」にはコミュニティづくりはあくまで過程・プロセスであって、到達点はないと書かれていた。そのようなコミュニティづくりにおいて、果たしてあり方懇で各コミセンが実践できる具体的な方策を示すことができるのだろうか。それは、各協議会でそれぞれの地域の事情を考慮しながら討議して、それぞれの具体的な方策を見出すのが筋であろう。このためには、各協議会があり方懇での討議を再度議論（話し合う）し、自分たちのコミセンで出来る具体的な方策を打ち出すことが必要である。「道半ば」とか「まだ答えが見つかっていない」などの意見が出ること自体、協議会で再度の話し合いが出来ていないことの証である。あり方懇での討議が、各協議会での議論に反映されていない。

## 5-2. 長期計画で描かれたコミュニティ像

協議会がコミュニティづくりにおいて、地域の諸団体の一つとして位置づけられるという変化



は、3・11(2011年)が契機になっているかどうか、武蔵野市の長期計画の流れを見てみよう。

長期計画は、「市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図りながら総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的としている」(『武蔵野市第5期長期計画』:15)。そして「市が実施する政策は、長期計画に基づき実施していくものである」(同)とされている。従って、コミュニティ施策に変化が見られるのであれば、長期計画の中にその徴候があるはずである。

### 「武蔵野市第5期長期計画」(2012年度～2021年度)

「第5期長期計画」は、2010年8月に第1回策定委員会がスタートし、2011年11月に市長に答申され、2012年1月に市議会において可決され公表された。3・11(2011年)が起きたのは、この計画の策定中で、「東日本大震災によって当初の予定を3ヶ月遅らせることとなった」(同:94)とある。また市長自身が、この震災によって「基礎自治体のあり方や都市間の広域連携のあり方についても再認識されることになり」、「エネルギー問題にも大きな波紋を投げかけ」、「地域コミュニティのあり方も改めて問われることになりました」(同:2)と述べている。

長期計画の「市政を取り巻く主な動向」の項の中の「本市における東日本大震災の影響」の第3項「地域コミュニティのあり方」において、震災の結果「あらためて近隣関係や地域コミュニティなどへの視点の回帰が起こっている」(同:21)、それに関連して「地域社会のあり方そのものについて再考が求められている」(同)、あるいは「あらためて地域コミュニティの意義が問い直されている」(同)と述べられている。

そのための施策は、「市民が対話を通して地域のつながりを醸成・再確認し、市はそのつながりを共有するためのサポートを行う」(同:37)。「コミュニティセンターは、市民の活動拠点として、また多世代が集う居場所として、より広く利用されるようにしていく」(同)。また「運営上の負担感等の解消を図るため、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営等のあり方について検討していく」(同)とあり、「これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく」(同)とまとめられている。つまり、市は地域のつながりをつくるサポートを行う、コミセンは市民の活動拠点・居場所である、コミセンの機能・役割を再検討し、現状に相応しいコミュニティを新たに創り出すということである。

その具体化として、長期計画の施策体系図には、「地域のつながりの共有」という施策に関して、「実行計画事業」として「コミュニティのあり方の検討」と「コミュニティセンターの機能の検討と設備の計画的な更新」(同:82)が挙げられている。

従って、第11期から第13期への「あり方懇」(「コミュニティのあり方懇談会」)での実際の討議は、この「コミュニティのあり方の検討」という長期計画の施策に繋がるものと見做すことが出来る。

しかし、同じく3・11後に報告書を出している「第3期武蔵野市コミュニティ評価委員会」では、

「コミュニティ協議会・コミュニティセンターは、地域の核というか、地域での人と人の関係の結節点だ」とし、コミュニティ協議会は「“地域住民が地域に対して何かをする機会を提供する”とか、“地域の人ができることをやってもらう”ことをコーディネートする役割を担っている」と捉えられている（『第3期コミュニティ評価委員会報告書』：23）。すなわちここでは、コミュニティ協議会は「地域の核」で、地域住民の活動をコーディネートするものと見做されている。またコミュニティ協議会と他の団体とのネットワーク形成でも、「ネットワークづくりの最後は“コミュニティセンターを結節点とした人と人のネットワーク”である」（同：24）と、地域でのネットワークでもコミセンが核となるという考えを示している。もっとも、第3期評価委員会の報告書は2011年12月に出ており、それは第5期長期計画が発表される直前である。従って長期計画の趣旨はまだ浸透していない。ということは、これが3・11以前と以後のコミュニティとコミュニティ協議会の捉え方の違いだと言える。

この長期計画を地域コミュニティづくりに反映させるために設定されたのが、2013年9月に設置された「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」である。しかしその前に、3・11以前と以後の違いを明確にするために、第5期長期計画の直近の「第4期長期計画・調整計画」で、地域コミュニティづくりがどう扱われていたのかも見てみよう。

#### 武蔵野市第4期長期計画・調整計画（2008～2012）

この計画は、2005年10月に就任した邑上市長がつくった初めての長期計画である。2006年9月に「公募市民による市民会議」を組織し、そこからの推薦者4名と従来通りの学識経験者5人と副市長1人とで2007年4月に策定委員会を構成し、原則公開でスタートした。答申は2008年2月に市長に提出され、同年3月に公表された。

この時点では、「武蔵野市コミュニティ条例」が2002年につくられ、指定管理者制度が2005年にその改正によって導入されている。また2004年4月には「第1期コミュニティ評価委員会」の報告書、2006年3月には「第2期コミュニティ評価委員会」の報告書が出ている。あり方懇では2005年4月に第4期の報告が出ている。第4期長期計画は、それらで示されたコミュニティ像がベースになっていると言える。

先ず、「家族の変容や超高齢化社会の到来などにより、地域の中で孤立しがちな市民を見守る地域コミュニティの役割に対する期待が高まっている」（『第4期長期計画・調整計画』：8）、そしてさらに「地域住民が安全感・安心感を持って暮らせるようなコミュニティづくり、多様な“居場所”づくりを求める声も広がっている」（同）と捉える。

その上で「地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会については、コミュニティセンターという施設を最大限に利用し、地域づくりをどのように推進しているかについて、評価の仕組みを活用して検証を進める」（同：18）。そして「コミュニティ協議会の力量を高めつつ、より進化した

コミュニティの形を創り上げることが課題である」(同)と捉えている。

さらに「こうした課題を整理し、地域コミュニティの更なる活性化のために、コミュニティとコミュニティセンターのあり方について広く検討するため、第6期コミュニティ市民委員会を設置する」(同:57)とある。つまり「第4期長期計画・調整計画」でのコミュニティづくり像を確定したのが「第6期コミュニティ市民委員会」なのである。その市民委員会でのコミュニティとコミュニティ協議会の捉え方は既に述べた通りである。

ここでも、コミュニティ協議会は「地域の核」であることに変わりはないことが確認できる。第11期から第13期の3つのあり方懇に見られた変化のさらなる展開は「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」を待つ他はない。

### 5-3. 武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会(2013.9～2014.12)

上記委員会は、基本的に3・11後を意識したコミュニティづくりに対応しようとするものである。その「設置要綱」第1条によれば、この委員会は「地域コミュニティの在り方及びその実現に向けた取組並びにコミュニティセンターの機能、役割、管理及び運営の在り方を検討するため」に設置され、第2条によると「次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。①地域コミュニティに関すること、②コミュニティセンターに関すること」とまとめられている。

このような幅の広い内容について報告を求められているということは、コミュニティづくり全般に対して従来の「コミュニティ市民委員会」を超えた提言が求められていると言える。そしてこのことが、本委員会を「第7期コミュニティ市民委員会」としなかった理由ではないか。委員長が武蔵野市民ではないので「市民委員会」にはできなかったという形式上の理由はあるにせよ(市民活動推進課課長談)、従来のコミュニティ協議会によるコミュニティづくりを超えて、3・11後の大きな社会変化に対応すべく、地域コミュニティ全体という規模でもう一度コミュニティづくりを考えてみようという行政の意図があったと思われる。

武蔵野市はこの委員会の設置に先立って、3つの調査を行っており、その結果を委員会の判断材料に供している。先ず「市民・市民活動団体に対するアンケート調査」を2012年10月初旬から11月初旬にかけて郵送調査で行った。回収率は、3000人の市民を対象にしたものが33.2%(『平成24年度 これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査 報告書』:2)、市内で活動する市民活動団体665団体を対象にしたものが56.3%であった(同:3)。結果は、近所づきあい、地域との関わり、コミュニティ活動への参加、コミュニティセンター・コミュニティ協議会のあり方等で見るべきものがある。これらは、「これからの地域コミュニティ検討委員会」が現状の問題点として指摘し、コミュニティ施策を新たに提案する上での根拠となっている。

加えて、市民ワークショップとグループインタビューも行っている。前者は、3000人の対象者

から調査協力を得られた95名に対して、4～6名ごとのグループに分けて討議した（2012年12月）（同：68）。後者は、前記のアンケート調査でインタビューの参加意向が得られた市民119名、団体146団体のうち、インタビューの開催日程上参加できたのは市民が5名（同：92）、団体が9団体（同：96）だった（2013年2月）。しかし、この2つの方法は意欲的な取組みと言えるが、これまでのあり方懇での検討以上に参考になる意見はあまり見当たらない。

ではこの「これからの地域コミュニティ検討委員会」での討議内容を、2014年4月に出された『中間提言』を参考にしながら、2014年11月に出された『提言』から見ていくことにする。

### 『これからの地域コミュニティ検討委員会 提言』におけるコミュニティづくりの新しい展開

ここでの新しい展開を先取りして示せば、①「コミュニティ構想」を現在の社会状況を反映したものに改めること（具体的には「地域フォーラム」の提案とコミュニティづくりへの行政の直接参加）、②「自主3原則」の解釈の変更、③行政の「黒子」からの脱出、④コミュニティ協議会が「地域の核」ではなく、地域の他の諸団体と同列になること、の4つである。この中で中心は③である。行政を地域のコミュニティづくりの協議の場に引き出すという結果、①、②、④が必要になった。それではこれらが、『提言』の中ではどのように提案・説明されているのだろうか。

この委員会では、先ず対象となる「コミュニティ」を、「ある程度の地域的な範囲の中で、その地域住民（在勤・在学も含む）や地域で活動している様々な団体、地域内の施設や事業者などから構成され」、「これらの構成団体等が、ある程度の帰属意識を持ち、一定の連帯感ないしは相互扶助（支え合い）の意識をもって、自分たちの地域に何らかの課題が生じた時に、相互に連絡を取り合ってその解決に当たっていく」ことのできる「社会的なまとまり」（『武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 提言』：4）と規定している。

なお、この対象となる「コミュニティ」を、『中間提言』では諮問通りに「地域コミュニティ」としていたが、『提言』では「これからのコミュニティ」と言い換えられている。これは、『中間提言』では現在の「地域コミュニティ」について検討しようとしたが、『提言』では一歩進めて、より広く目指すべきコミュニティを「これからのコミュニティ」として検討しようとしたのではないかと思われる。現に、「これからのコミュニティ」を示すイメージ図（『提言』：8-9）には、「地域コミュニティ」の他に「目的別コミュニティ」が書き加えられており、対象とするコミュニティの範囲が拡大していることがわかる。以下、『中間提言』での「地域コミュニティ」は、『提言』では「これからのコミュニティ」にほとんど書き換えられている。

一方この委員会でも、基本的な認識は「武蔵野市では、“コミュニティ構想”にもとづき、コミュニティ協議会を中心として“これからのコミュニティ”を育んでいく」（同：13）というものである。その上に、「現在の地域コミュニティにおいては、コミュニティ協議会だけではなく、行政の働きかけなどもあって設立されてきた様々な課題別の活動団体が存在」（同：1）しており、そこには「同じ“地域”を中心とした各団体の連携がうまくいかないといった課題を」（同）抱えている。つ

まり、同じ地域の課題解決に共に向かうはずのコミュニティ協議会と課題別活動団体との連携がうまくいっていないと言うのである。これは「コミュニティ構想」の時代には想定されていなかった。従って現在の状況に合わせた「コミュニティ構想」の再定式化の要請が生まれる。

その要請に従う形で、連携がうまくいっていないのであれば、連携できる新たな場をつくろう、そこで委員会から「地域フォーラム＝協議の場」を新設しようという提案がなされた。これは、コミュニティ協議会が中心となる問題解決の場の上により大きな場を被せることになる。そしてその開催は、「防災や福祉など地域において共に解決すべき課題」があれば、「コミュニティ協議会や課題別の活動諸団体、行政がその開催を提案・要請する」(同：10)ことができる。

ここで既に、コミュニティ協議会、課題別の活動諸団体、行政の3つが同等の機能を持つという新しい見方が示されている。ここでのポイントは、行政が3つの中の1つとして同じ重さで入っていることである。

ここで行政は、「市民や団体と互いの立場を尊重し合いながら、“対等の立場”で協議」(『提言』：12)する。つまり、「これからのコミュニティ」においては、様々な課題の解決に、コミュニティ協議会、課題別活動団体、行政の3者は「対等な立場」で取り組み、行政の側から協議内容について提案もできる。ここでは、行政が協議のメンバーとして同一のテーブルにつくように設定されている。このことは、行政はもはや「黒子」ではないと言えよう。

行政に対するこの要請は今までもあった。「自主3原則」に縛られ過ぎるのではなく、行政はコミュニティ協議会に指示を出してほしいというものである。しかし行政の立場は、「自主3原則」がある限り、「黒子」に徹せざるを得ない。「黒子」の条件は、第6期コミュニティ市民委員会が提出した「行政の3原則」である。

なるほどあり方懇では、担当課の職員が1人部会員に加わっていた。しかしこれは、あくまで「個人の資格としてあり方懇に参加している」(アドバイザー談)のであり、担当課として行政の意見を主張しようとしているのではない。一歩引きながら、あり方懇をできるだけ協議会メンバーによる協議の場にする方向で動いている。なお協議会のメンバーも、担当課の職員と同様に、「メンバーは協議会の代表として参加しているのではないということが合意されて」(同)いた。

しかし今回は、地域課題解決を討議する場に行政として参加するのである。社会的資源を豊富にもつ行政が正式参加すると、先の3者の対等性が崩れ、議論を行政側の主張の方に持っていかれることが起こらないか。それに対して委員会は次のように歯止めをかけている。「行政側から具体的な取り組み内容を提示しても、一方的にその遂行をコミュニティに求めたり」(同：12)はしない。また行政は、「地域住民と共に解決すべき課題について、単独に活動を展開するのではなく、“これからのコミュニティ”において地域の考えを尊重しながら、行政も他の団体とつながり、情報を共有し、活動していくという意識を共有することが必要」(同)とされている。しかしこのように歯止めを設定するにしても、行政が新たに関与することには変わりはなく、このことが続いて「自主3原則」の解釈変更をもたらすことになる。

「自主3原則」とは、行政が一切関与しないという意味ではなく、行政から見て解決すべき地域の課題があるならば、それを市民に対して提起するのは当然のことであり、ただしその解決方法については常に市民と共に考え、市民の自発的な協力に基づき、これを解決していくことを意味すると捉え直す必要があります」（『提言』：12）。しかしこれは、「常に市民と共に考え」という歯止めが想定されてはいるにせよ、行政が地域の課題を提起し、市民とともに解決していく、つまり行政が課題を提起しその解決にまで関わることであるので、やはり行政が黒子に回ることによって成立していた市民の自主的課題解決活動の保証であった「自主3原則」の解釈の変更と言えるだろう。すなわち、「自主3原則」を緩めながら、行政の地域の課題解決への参加を容認・推進していると言える。この点は明らかに当初の「コミュニティ構想」からは逸脱している。

また3者が対等ということは、コミュニティ協議会は、取りまとめ役あるいはコーディネーターという役割はもつが、もはや地域全体の課題解決に取り組む唯一の担い手、つまり「地域の核」という存在ではないということである。このことは、第11期あり方懇で、コミュニティ協議会は地域の核という設定ではなくなっていること、第12期あり方懇で、コミュニティ協議会の活動は地域コミュニティに対する活動の1つとされているように、3・11後のコミュニティ協議会としてはこのことを既に自覚していた。

つまりコミュニティ協議会は、地域コミュニティに存在する様々な団体、すなわち「コミュニティ構想に基づき、自主活動として行われてきた、地域の“つながり”を築くためのコミュニティ活動」（例えば、コミセンにおけるコミュニティ協議会の活動）や「防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの課題解決のための地域活動」（すなわち「民生委員、消防団などの行政委嘱型の市民活動」と「多様な団体、NPO等が担っているテーマ別コミュニティ活動」）（『第5期長期計画』：21-22）として存在する様々な団体と、同列になったのである。

なお、コミュニティセンターは、従来通り「コミュニティ協議会によって管理・運営される」のであるが、新たに「地域フォーラム」の「開催場所」、また「課題別の活動団体の活動場所や個人が気軽に参加できる地域住民の交流の場」などとしても活用されるとされている（同：11）。

### 『提言』での行政の位置づけとコミュニティセンターの機能

2014年11月にまとめられた『提言』は、『中間提言』と大筋では変わりはないが、より説得的であるように書き加えられた部分は存在する。そこに『提言』独自の主張が見られる。

目立った変化としては、「コミュニティの現状と課題」の部分に、現在の問題点として「コミュニティにおける複雑な区域設定」「気軽に集いやすい（実態はそうならないから）コミュニティセンターづくり」「地域活動の担い手の固定化や高齢化」が新しく付け加えられた。そしてこれらの問題の解決には、「コミュニティ構想」の再考察が必要であるという主張につなげている。また行政がコミュニティづくりに果たす位置づけと役割をより詳しく述べ、「これからのコミュニティ」づくり実現の方策に、コミュニティセンターの機能の充実、管理・運営のあり方、配置のあり方へ

の提言が付け加えられた。

行政の位置づけとしては、先ず行政は「これからのコミュニティ」づくりにおいて、「地域の考えを尊重しながら」「他の団体とつながり、情報を共有し、活動していくという意識を共有すること」が必要で、それが「コミュニティ構想」をさらに発展的に実現させていくための道（同：12）と捉えられている。そして地域の課題には、「地域の構成員のみで対応できるもの」と「行政やその他の機関も関わる必要のあるもの」（同：11）があり、前者に対しては行政は「助言者や情報提供者としての役割」を果たし、後者に対しては「“これからのコミュニティ”の構成員として、“対等な立場”で議論に参加し、協働していく」（同）と、場面の違いによる行政の関わり方の違いを明示した。このような行政と地域の構成員（市民）との関係を保つことが「自主3原則」を踏まえて、市民と行政が新しい協働へと踏み出していくためには必要なこと（同：12）だとしている。

なお、ここで言及されている「コミュニティ構想」および「自主3原則」は、前項で示した通り、既に解釈を変更して捉えられたものである。

また行政の役割として、「地域の課題に市民が自らの力で取り組んでいくため」に「地域の課題を的確に捉え、その解決策を思考する力」を学ぶための「学習の場」（同：13）として、行政が「計画的に講座やワークショップ」を企画することが付け加えられた。

一方、コミュニティセンターに対する提言としては、第1に、コミュニティ活動への参加の促進として「今後増え続けることが見込まれる高齢者層や子育て世代の若年層など」（同：14）をターゲットに加えること。そのために「大学のボランティアグループ」や「保育園・幼稚園・学校等」と連携すること。

第2に、各コミセンに設置される「地域フォーラム＝協議の場」は「新たな会議体を設置する」のではなく「各地域に合ったやり方で進める」こと。

第3に、「マンション管理組合等」に「コミュニティ協議会の活動への参加を呼びかける」（同：15）こと。

第4に、「これからのコミュニティ」の中核を担うような将来的な地域のコーディネーター役となる新しい人材をスカウトし育てる仕組みを作ること。

第5に、コミセンを「親しみやすく立ち寄りやすい空間」にするために「コミュニティセンター内にサロン」を設けること。

第6に、コミセンが「市民のニーズを把握しながら、行政の情報を提供」したり「地域の情報を発信する拠点としての機能」をもつこと。

第7に、「施設予約に関するオンラインシステムなどの新しい仕組み」と「コミュニティセンターにふさわしい評価の仕組み」を検討すること。

第8に、「老朽化が進んできた施設の保全や備品の計画的な更新」（同：16）を行っていくこと。

第9に、コミセンの再配置に関しては「学校を含めた公共施設にコミュニティセンターを併設する」ことも議論すること。また「コミュニティや福祉などの様々な地区を統合することを念頭に、

施設配置を検討」すること、などが挙げられている。

以上を踏まえると、「これからの地域コミュニティ検討委員会」は、従来の考え方を踏襲している部分はあるが、全体としてはこれまでの「コミュニティ市民委員会」の考え方からは一步踏み出している。これは、3・11後のコミュニティのあり方に対応した変化である。それは「コミュニティ構想」「自主3原則」「行政の役割」「コミュニティ協議会の位置づけ」に関して顕著である。

繰り返して該当箇所を示すと、例えば、「“コミュニティ構想”の持つ理念を、現在の社会状況に応じてわかりやすく整理し文章化した上で提示し、広報していくなど新たな展開を図ることが必要になる」（同：13）という部分、「自主3原則」とは「行政が一切関与しないという意味ではなく、行政から見て解決すべき地域の課題があるならば、それを市民に対して提示することは当然のことであり」（同：12）という部分、「行政も“自主3原則”の考え方を尊重しながら、必要に応じて積極的に“地域フォーラム”に参加して」（同）いくという部分、コミュニティづくりに関して「コミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには必要に応じて行政も参加し」（同：10）という部分などが挙げられる。

3・11を経験し、地震のような大災害にコミュニティがどう対応すればよいかを考える時、コミュニティ協議会だけの対応では無理で、他の課題解決を目指すNPO等の団体との連携が不可欠となる。さらにそこに「都市間の広域連携」まで要請されるようになる時には、行政が大きく関わらざるを得ない。

このように地域全体で取り組まねばならない大きな課題に対する対応に必要な要素を考える発想から、現在のコミュニティやコミュニティ協議会の活動、そして「自主3原則」を考えた場合、このままでいいのかという想いが出てくる。さらに今まで、「自主3原則」が、行政の側では不作為の口実に、市民の側では不活発なコミセン活動の正当化に使われてきた経緯がある。つまり身近なコミセン活動のところにも不満がある。これらにどう対処すればいいのか。そこで積極的に提出されたのが、この委員会での「地域フォーラム」の提案であった。そしてその正当化のために、「コミュニティ構想」「自主3原則」に修正が加えられた。

しかし、日常的な地域課題の場合、大災害に取り組むときと同様な組織体制で臨むことが、果たして妥当なのだろうか。市民の自主的な地域課題解決行動の足枷にならないだろうか。

本稿では、武蔵野市のコミュニティ政策に関して、コミュニティ市民会議、コミュニティのあり方懇談会、コミュニティ評価委員会、長期計画等で積み上げられてきたコミュニティとコミュニティ協議会の活動、機能と役割を現在まで確認してきた。ここでもう一度、「コミュニティ構想」まで遡って、武蔵野市のコミュニティ政策がどう変わっていったかを振り返ってみよう。



## 6. 武蔵野市のコミュニティ政策を振り返って

ここでは、40数年の武蔵野市のコミュニティ政策を3つの軸から振り返ってみる。それは、「コミュニティ構想」の軸（「自主3原則」を含む）、行政の軸、コミュニティ協議会の軸の3つである。

### 6-1. 「コミュニティ構想」実現のためのコミュニティ諸施策

武蔵野市のコミュニティ政策は、第1期長期計画に盛り込まれた「コミュニティ構想」に始まる（高田2011:72-80）。それが発表された1971年2月当時は、「コミュニティ」という語はまだ普及しておらず、「構想」の中でもコミュニティを「地域生活単位」と言い換えている部分もある。「コミュニティ」という語は、「コミュニティ構想」の後、1971年度から3年間実施された自治省の「モデル・コミュニティ地区指定の施策」によって広まる。この施策は「日本で初めてコミュニティをつくろうとするもの」（佐藤1997:20）であった。「コミュニティ構想」はこの施策がスタートする以前に提出されている。

この「構想」には、今振り返ると、武蔵野市のコミュニティづくりの目標がほとんど盛り込まれている。そこで示されたのは、学者の考えた目標とすべき理想的なコミュニティであるが、その後40数年の武蔵野市のコミュニティ施策と市民の取り組みは、その実現の努力の過程であると言える。

「構想」を分かり易く確認する意味で、「構想」そのものではなく、それを説明した文章を再録しておく（高田2011:73-74、番号は筆者による）。

「①コミュニティは〈市民生活の基礎単位〉である。つまりその中で人々の基本的な生活ができる領域ということである。

②コミュニティはつくるもの、つくる主体は市民、つくるプロセスは長い自治活動においてである。つまり市民の長い自治活動の結果生まれてくるものであり、全体が過程・プロセスということである。完成態というものはない。そして「自治会や町内会のような強制加入組織」ではないこと。

③コミュニティは特定の場、特定の人どうしの結びつきの中で生まれてくるもので、様々な形がある。そしてそこは、誰でも入れる・参加できるというオープンなところである。

④コミュニティは市域全体の市政水準を計画的に上げていけば、いろいろな所で生活にゆとりのできたその地域の人たちがつくり出してくるもので、行政が特定地域のコミュニティづくりに手を貸すものではない。

⑤行政は市民のコミュニティづくりに必要なファシリティを用意するだけでよい。そのためにファシリティの一つである市民施設を市民と一緒に（要望を聞きながら）計画的につくっていく。

⑥このようなコミュニティを実現していくやり方は、既に青写真があつてその通りにやっていくというのではなく、何度でもやり直しと融通のきく緩い計画で徐々に実現していくものである。」

ここには、コミュニティというもの、それを形成していくプロセス、その過程での注意点、その時の市民と行政の役割等が述べられている。

この後、この「構想」実現のための諸施策が実施されていく。先ず「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」と唱えた第2期長期計画において、今までコミュニティセンターづくりに関して言われていた「自主3原則」が、コミュニティづくりへも適用されることになり、市民の側ではコミュニティ協議会の遵守すべき行動原則になった。一方行政の側では、「自主3原則」に沿って活動する市民・コミュニティ協議会を、その活動環境を整えながら暖かく支援・バックアップする、つまり「金は出すが、口は出さない」という姿勢になった。

第2に、コミセンの設置・運用・利用の基準に関しては、「第3期コミュニティ市民委員会」が詳細に検討している。それ以後のコミセンに関する諸々の議論は、既にこの委員会で網羅されていた。

第3に、新世紀を迎えるに当たって、「構想」が基盤とした社会が大幅に変わっており、その変化を取り入れた「構想のリニューアル」が必要ではないかという視点から「第5期コミュニティ市民委員会」が設けられた。しかしそこでの提言は、基本的に「構想」を維持する形で行われている。ただNPOの登場などの社会変化を反映して、コミュニティづくりに関する市民と行政の関係に関しては、委員会全体のテーマとして「市民と行政のパートナーシップに基づくコミュニティづくり」を取り上げている。

第4に、ただし第5期コミュニティ市民委員会の提言に基づいてつくられた「コミュニティ条例」は、新世紀を迎えるに当たっての社会の変化に対応して、NPO活動も含む「目的別コミュニティ」を取り入れるなど、地域コミュニティをベースにしていた「構想」から一歩踏み出した部分がある。

第5に、上記「構想」の説明⑥から来る「行政は黒子に徹する」という姿勢は、「第6期コミュニティ市民委員会」で提出された「行政の3原則」によって明文化された。

第6に、武蔵野市のコミュニティ政策に関して、コミュニティ市民会議、あり方懇、評価委員会、長期計画等で、コミュニティとコミュニティ協議会の活動、機能と役割が何度も繰り返して検討されている。ということは、これは上記「構想」の説明⑥に沿う活動であるとも言える。しかしこのこと自体、実際のコミュニティづくりに大きな進展が見られないことの結果だとも言える。このことはまさに、2014年の「これからの地域コミュニティ検討委員会」でも問題にされている。

以上のように「構想」は、武蔵野市のコミュニティづくりの指針としての役割を果たしてきた。しかしそれと同時に、時の流れに沿ってコミュニティづくりの底流に、「構想」とは少し違った変化（NPO活動のコミュニティづくりへの取り入れ、地域コミュニティの中での「地域フォーラム」

の提案)が進行しているのも見受けられる。それは行政の役割の変化に顕著である。

## 6-2. 行政の登場によるコミュニティづくりの変化

第5期コミュニティ市民委員会の答申以後、コミュニティづくりの担い手や方法に変化が現れてきた。特に行政のコミュニティづくりにおいて果たす役割とコミュニティ協議会のそれとに変化が見られる。

行政は、「構想」を実現するために様々な施策を実施してきた。その時の基本は、「金は出すが、口は出さない」という「黒子」に徹するという姿勢である。しかし実態は、多くのコミセンで市民によるコミュニティづくりがなかなか進展を見せない。これは「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」という施策項目が、「第2期長期計画」以来、調整計画にもコミュニティ市民委員会にも頻繁に登場することからも推測できる。

行政が、表立ってこれではいけない・何とかしなくてはと思い始めたのは、1996年から1998年にかけての職員コミュニティ研究会による『成熟社会におけるコミュニティのあり方 報告書』の検討過程においてであった。ここでは、行政自身「自主3原則」を楯にコミュニティづくりを市民に任せて、自らの責任を放棄していたのではないかという反省がなされている。そして、もう一度武蔵野市のコミュニティづくりにおける行政の役割の検討を、第5期コミュニティ市民委員会に託した。

第5期コミュニティ市民委員会では、『討議要綱』の中で、市民と行政のパートナーシップによってコミュニティづくりをする時の市民側と行政側の条件を提案している。それは、社会的資源において行政と大きな差のある市民が、行政と対等な立場になることを保証するための、つまり両者の間にパートナーシップが成立するための条件である。

それは「①両者がお互いを知ること、②市民の力を高めるための仕組みを準備すること、③両者が協働する場(共通のテーブル)を用意すること、④両者の協働について評価し次回に備えるフィードバック機構を用意すること、⑤以上を可能にするための行政の対応の整備(担当課の縦割りを越えた体制づくり、人材や学習の場を用意する、市民が自己評価できるための情報とノウハウを提供する等)」(『討議要綱』:7.9)というものである。

つまり両者が共通のテーブルにつき、市民をエンパワーする仕組みを備えていれば、市民も行政と対等な立場で協議できるとしたのである。これは行政が市民と共通な課題に対して発言できることであり、「黒子」に徹するというをやや緩めた表現と言える。しかしあくまで議論では市民が主体で、行政はそれを補う立場であるということには変わりはない。

『答申』においては、「行政の役割は、基本的にコミュニティづくりの後方支援の役割(黒子)で

あるが、行政固有の役割として、「コミュニティ協議会ではカバーできないコミュニティづくりの一貫性の確保、諸団体との連絡・調整、新住民に対するPRなど」（『答申』：8）が挙げられている。つまりコミュニティづくりにおいて、市民主導で議論されるのは変わりはないが、市民ではできないコミュニティづくりの環境整備の面で、行政の独自性が発揮できるとされた。

この第5期コミュニティ市民委員会の答申を受けて発足した「コミュニティのあり方懇談会」において、行政の関与はまた少し進展する。ここでは、第1期のあり方懇から正規メンバーの1人として行政の担当課の職員が入った。その理由をアドバイザーを10期中8期務めた（10期中最初の2期は正規メンバー）江上渉氏は、「コミュニティづくりの主人公は、市民＝コミュニティ協議会だけではなく、行政も主人公の一端を担うのだという考え方に基づいて、担当課（の課長ないし係長）が事務局としてではなく、正規のメンバーとして加わりました」（江上氏談）と述べている。つまり、行政が市民と同じテーブルについて、自分の意見を討議に反映させることが出来るようになったのである。

但し、既述したように、各コミュニティ協議会から1人参加しているメンバーも「各協議会の代表として参加しているのではないということが合意されていまして」とあるように、「メンバーは個人の資格としてあり方懇に参加している」（同）のである。メンバーとなっている担当課の職員の言動も、「市役所を代表しての発言ではなく、行政の立場からコミュニティづくりに関わっている一個人の発言として理解するという申し合わせ」（同）があったとのことである。

最近のあり方懇（第13期）では、メンバーの構成は、全16コミュニティ協議会から各1名、コミ研連から会長が1名、行政から担当課の職員が1名の計18名で、コミ研連から示された討議案件について協議している。かつてのようにオブザーバーや事務局はもはやなく、非常にシンプルな形で討議されているが、担当課の職員が1人入っていることに変わりはない。

次の段階は、担当課の職員が個人としてではなく、行政組織の一員として討議のメンバーに加わる事態である。これが典型的に現れているのが、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」における「協議の場＝地域フォーラム」への担当課職員の参加である。

「地域フォーラム」は、コミュニティ協議会が運営する（『中間提言』：8『提言』：10）。しかし「防災や福祉など地域において共に解決すべき課題があれば、行政や課題別の活動団体が、その開催をコミュニティ協議会に要請することもできます」（同）。つまり行政は、「地域で解決すべき課題」と自ら判断すれば、コミュニティ協議会に要請して、「地域フォーラム」での検討に回してよいのである。これは、行政が地域の課題解決に対してイニシャティブを取ることが出来る可能性を示している。

もっとも一応の歯止めとして、市民や諸団体と「対等な立場」で協議するために、「行政側から具体的な取り組み内容を提示しても、一方的にその遂行をコミュニティに求める」（『提言』：12）

のではなく、市民と「相互に情報を共有し、共に考えていくことを目指します」(同)としている。そして、行政と市民の間でこのような関係を保っていくことが、「“自主3原則”を踏まえて、市民と行政が新しい協力へと踏み出していくためには必要なこと」(『提言』:12)であるとしている。

果たしてそうなるであろうか。社会的資源を豊富に持った行政が、市民や市民活動諸団体と「対等」になるには、第5期コミュニティ市民委員会で示した対等性を保証する市民のエンパワーメントが必要である。それから「自主3原則」は、コミュニティ協議会がコミュニティづくりをする時の原則であり、行政とは直接には関係がない。行政が「黒子」の立場に徹する時に必要なのは、第6期コミュニティ市民委員会の示した「行政の3原則」である。従って「これからのコミュニティ検討委員会」の『提言』が提案している「地域フォーラム」は、「自主3原則」に沿ったものとは言い難い。明らかに一線を越えている。

今や、「自主3原則」とは、行政がいっさい関与しないという意味ではなく、行政から見て解決すべき地域の課題があるならば、それを市民に対して提起することは当然のこと(『提言』:12)と考えられるようになってきている。ここからは、行政が自らの考えによって行政にとって必要な地域の課題を提起し、その解決方法までイニシアティブをとることが可能性としては開けている。(注5)

### 6-3. コミュニティ協議会のコミュニティづくりでの役割の変化

次は、コミュニティ協議会のコミュニティづくりに果たす役割の変化についてである。これは「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の項で、既に述べられている。行政がもはや「黒子」でなくなろうとしている現在、次のように指摘した(本稿:53)。

「これからのコミュニティ」においては、様々な課題の解決に、コミュニティ協議会、課題別活動団体、行政の3者は、「対等な立場」で取り組むということである。このことは、行政はもはや「黒子」ではない。コミュニティ協議会は、取りまとめ役あるいはコーディネーターという役割はもつが、課題別活動団体や行政と同列であり、もはや地域全体の課題解決に取り組む「地域の核」という存在ではない。

「コミュニティ構想」によれば、「8つのコミュニティを想定」し、「市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置」(「構想」のⅡ)するとあるところの、「市民施設」がコミュニティセンターであり、それを管理・運営するのがコミュニティ協議会である。そのコミュニティ協議会が「自主3原則」に基づいて、コミュニティづくりを行うのである。従って、コミュニティ協議会は、想定された「8つのコミュニティ」のそれぞれにおいて、コミュニティづくりを行う中心、すなわち「地域の核」として機能する。

しかし今やコミュニティ協議会には、コミセンを管理・運営している立場上、様々な団体の交流や協議の場としてコミセンが使用される場合のコーディネーターという役割はあるが、団体として

は、「防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの課題解決のための地域活動」として存在する様々な団体と同列になっている。つまりもはや「地域の核」ではない。

## 小括

以上により、武蔵野市におけるコミュニティづくりは、「コミュニティ構想」と「自主3原則」は大筋で継承されながら、その主体に関しては、もはやコミュニティ協議会が中心になるのではなく、地域の様々な団体とパートナーシップを組みながら、行政もその一員となって行われるように想定されている、と言える。

しかし、地域の様々な団体は、様々な地域課題に取り組むことによって地域コミュニティを形づくっているものであり、そのコミュニティにおいて、コミュニティづくりのテーマに正面から取り組む立場にあるのは、コミュニティ協議会であることに変わりはない。そこに世紀の変わり目から、行政が徐々に加わり、担当課がコミュニティ協議会と共にコミュニティづくりのテーブルに着き、行政としての発言が許容されるようになってきたのである。

この傾向を大きく表現すれば、市民中心の「コミュニティ構想」から、市民と行政の対等性を保証した「パートナーシップに基づいたコミュニティづくり」へ、と言うことができる。もっともパートナーシップを成り立たせる対等性の保証を実際にどう実現するかは、これからの課題であるが。

## 注

（注1）コミュニティ評価の「目的と指針」は次の通りである。（『第二期武蔵野市コミュニティ評価委員会報告書』：3）

1. 評価はあくまで「武蔵野市コミュニティ条例」にもとづき、その基本理念を実現するために、市民による自主参加、自主企画、自主運営という自主3原則を最大限に尊重して行う。
2. 評価は、一方ではコミュニティ活動の中心となる公共的団体が、より多くの市民の参加と理解を得て、より開かれたネットワークをつくりあげることができるように、自らの活動状況を客観的に把握し、広く一般の市民の意見と要望を知ることができる機会を提供しようとするものである。
3. 他方、この評価活動を通して、広く一般の市民にコミュニティ活動の実際を知ってもらい、理解を深めてもらおうと同時に、コミュニティ活動のさらなる発展のために意見・要望を示す機会を提供するものである。

（注2）第1期あり方懇から第10期あり方懇まで、部会員あるいはアドバイザーとして、あり方懇全体の方向づけに資していたのは、当時立教大学教授であった江上渉氏である。

（注3）「地域の諸団体どうしが、どのような状態になっていると、ネットワークができていえるのか？」という問に対して、アドバイザーは、「ネットワークづくりを考えるのだから、目標となる姿は何か。目標から見て現状はどうなっているのか、なっていないらばどうしたらよいのか」を考えることが必要だと言う。また「何か課題を処理していこうとする時に、ネットワークは強い力を発揮する。そこに新しい知恵が生み出されていく」。さらに、ネットワークの基本は「個人どうしの結びつきが大切」であるとして、「個人どうしの

結びつきが団体の結びつきになる」と解説している（『第4期あり方懇報告書』：6）。

しかし忠告としては、「ネットワークづくりはつい肌身の合う人と連携してしまいがちだ。それでは、あるところまで行き詰まり、どうしても金太郎飴状態になってしまう。新しい血をネットワークの中にどう取り組むかを考えた方がよい」（同：7）と述べている。

（注4）部会員名簿をより詳しく見れば、有識者が正式の部会員から外れるのは、第3期からである。コミ研連の会長と副会長がオブザーバーに入るのは、第2期からである。オブザーバーとして担当課の課長が入るのは、第4期からである。第1期と第6期では、事務局として担当課の職員が2人入っている。従って部会員名簿の合計で見れば、第1期20人、第2期21人、第3期21人、第6期23人で、他は22人である。

（注5）行政がコミュニティづくりに実質的な影響を与える一因として、コミュニティ協議会への補助金がある。そこで、2014年度の「コミュニティセンター管理運営委託及び補助金」の支給額を見ることにしよう。コミュニティ協議会は指定管理者としてコミセンの管理運営を委託されている。その委託を遂行するために委託費と補助金が出されている。

前者は、コミセンの窓口の給与である「窓口当番手当」（89,927,000円）。後者は、運営費・消耗品費・交通通信費などコミセンの規模に応じて一定額が支払われる「補助金定額部分」（25,299,000円）と、各コミセンが行う様々な催し（卓球大会、囲碁講座、七夕まつり、ドンド焼き、バス研修、ピアノコンサート、文化祭など）に補助を行う「事業費」（12,016,000円）および、各コミセンの「補助金定額部分」にある10万円の「備品費」を超えて古くなったイスやカーテン、カラオケ装置などの取り替えを補助する「備品費」（190,575円、但し通常の年度は80-90万円位）がある。

この中でコミセンによるコミュニティづくりに関係するのは「事業費」である。これは、各コミセンから要求があった費用を「武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会」が査定して、各コミセンへの配分額を決める。この委員会は1997年10月から設置されている。

加えて「コミュニティセンター周年事業補助金」がある。これは、各コミセンの20周年あるいは30周年を祝う事業に対して補助がなされている。

一方コミ研連が「広域的な課題に対応してコミュニティ協議会どうしの協働・ネットワークを進める取り組みを活発にしていくために」（コミ研連のHP）支援する「研連ネットワーク事業」がある。応募してきた複数のコミセンが共同で行うイベントや学習会に支出されており、2005年から実施されている。

その他3年間だけであったが、コミュニティづくりを目指すコミセンの「特別事業」に支出された補助金がある。1995年度に4コミセン、1996年度に4コミセン、1997年度に3コミセンに出された。しかし応募して来るコミュニティ協議会が限定されるようになってきたため廃止になり、全コミセンに配付される「事業費」に変わったと思われる。

## 引用文献

武蔵野市職員コミュニティ研究会『成熟社会におけるコミュニティのあり方 報告書』武蔵野市職員コミュニティ研究会、1998年9月。

武蔵野市市民部生活文化課『武蔵野市のコミュニティ』武蔵野市、1998年12月。

武蔵野市地域情報化計画検討委員会『武蔵野市における地域情報化の推進』武蔵野市、1999年2月。

武蔵野市企画部企画課『新世紀の豊かな地域社会を考える委員会 最終答申』1999年3月。

武蔵野市『第5期コミュニティ市民委員会 討議要綱』1999年11月。

武蔵野市『第5期コミュニティ市民委員会 答申』2000年7月。

武蔵野市コミュニティ研究連絡会『報告書武蔵野市コミュニティ研究連絡会のホームページについて』武蔵野市市民部生活文化課、2001年9月。

武蔵野市『第4期長期計画・調整計画』2008年3月。

武蔵野市『第6期コミュニティ市民委員会 最終報告』2010年1月。

武蔵野市『第5期長期計画』2012年4月。

武蔵野市『平成24年度 これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査 報告書』2013年。

武蔵野市『武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 中間提言』2014年4月。

武蔵野市『武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 提言』2014年11月。

武蔵野市コミュニティ研究連絡会コミュニティのあり方懇談会部会『第1期 コミュニティのあり方懇談会 報告』武蔵野市、2002年4月。

同『第2期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2003年5月。

同『第3期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2004年6月。

同『第4期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2005年6月。

同『第5期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2006年6月。

同『第6期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2007年6月。

同『第7期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2008年6月。

同『第8期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2009年6月。

同『第9期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2010年6月。

同『第10期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2011年7月。

同『第11期コミュニティあり方懇談会 報告書（コミュニティと防災）』武蔵野市、2012年5月。

同『第12期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2013年5月。

同『第13期コミュニティあり方懇談会 報告』武蔵野市、2014年5月。

佐藤竺「武蔵野市のコミュニティ」『コミュニティシンポジウム報告書』武蔵野市市民部生活文化課、1997年。

塩谷弘康・岩崎由美子『食と農でつなぐ——福島から』岩波新書、2014年8月。

高田昭彦「武蔵野市のコミュニティ政策（基盤整備期）——“コミュニティ構想”に込められた想い——」『成蹊大学文学部紀要』第46号、2011年3月。

高田昭彦「武蔵野市のコミュニティ政策（政策定着期）——コミュニティセンター建設からコミュニティづくりへ——」『成蹊大学文学部紀要』第49号、2014年3月。

### 武蔵野市におけるコミュニティづくり年表（政策転換期）（1996年—2014年）

	国の政策、武蔵野市の基本計画	武蔵野市のコミュニティ政策立案主体	立案された政策内容	コミセン等の活動とコミュニティづくりの内容	コミュニティづくり活動とその担い手	コミュニティセンターの評価活動
1996.8				「コミュニティ構想」のリニューアルの必要性、コミュニティづくりに関してコミュニティ協議会と行政の従来への対応を批判。	職員コミュニティ研究会発足（1998.9に「成熟社会におけるコミュニティのあり方」の報告書）	
1997.2	第3期長期計画第1次調整計画策定（1997～2002）			コミュニティセンター設立20周年記念講演会（佐藤竺）		



1997.4					最終回コミュニティ特別事業実施コミセン（境南、西久保、けやき）	
1997.5		武蔵野市地域情報化計画検討委員会（～1998.4、報告書1999.2.）	インターネットを利用した市民間のコミュニティの構築支援環境を市が提供する。		コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱制定（1998年度補助金から実施）	
1998.1					武蔵野市補助金検討委員会発足（事業費等の検討）	
1998.4				武蔵野市コミュニティ研究連絡会会則の施行		
1998.7		新世紀委員会（「新世紀の豊かな地域社会を考える委員会」（～1999.3）（他の新世紀委員会＝「新しい仕事のやり方委員会」、「子育ては楽し委員会」、「都市・環境・自然委員会」）	まちづくり「集いの広場」の開催を支援、テンミリオンハウス事業を展開、「武蔵野市公益活動起業支援制度」（ミリオン・プロジェクト）を創設、コミュニティづくりに関わる緊急課題としての環境問題、コミセンのあり方の点検、コミュニティづくりの改善策を検討する場を設定、地域福祉活動推進協議会への支援、「ボランティアセンター武蔵野」の見直し、その他。			
1999.5		第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会（～2000.7）（高田）（討議要項1999.11、答申案2000.5、答申2000.7）	「市民と行政とのパートナーシップに基づくコミュニティづくり」（テーマ）。各主体の役割の明確化。コミュニティ市民条例の提案	コミ研連設立20周年記念事業（21世紀のまちづくりに向けて何が出来るか？）		

2000.1					テンミリオンハウス制度開始 (第1号?)	
2000.3	第3期長期計画 第2次調整計画 策定開始(東原)					
2000.11					コミ研連・ホームページ部会設置 (『武蔵野市コミュニティ研究連絡会ホームページ部会報告書』2001.9)	
2000.12				討議課題は「コミュニティセンターの果たすべき役割と機能」「窓口の役割」「自主3原則」の3つ。窓口と自主3原則の理解のチェックリストをつくって各コミセンにフィードバック。	コミ研連・コミュニティのあり方懇談会設置 (第1期～2002.5、報告書2002.4)	
2001.2	第3期長期計画 第2次調整計画 策定(2001～2006)					
2002.4		武蔵野市コミュニティ条例施行	コミュニティの定義の拡張、指定管理者による管理、評価委員会の創設			
2002.6				討議課題は日々の実務の問題への検討(窓口の業務、コミセン利用者の記名、地域の優先枠、営利目的の利用等)	第2期あり方懇談会(～2003.3、報告書2003.5)	
2003.4				「自己点検・自己評価」はコミュニティ協議会が行う。具体的な評価項目は「運営の参加」「企画の革新」「利用の配慮」「決定の公開」		第1期コミュニティ評価委員会(～2004.3)

				「法規の遵守」 「成果と目標」。		
2003.5				討議課題は「受動喫煙防止」措置、運営委員の要件、「自己評価・点検表」の作成と提出および評価委員との意見交換の3つ。	第3期あり方懇談会（～2004.4、報告書2004.6）	
2003.12					広報担当者交流会（「情報発信基地としてのコミュニティセンター」）	
2004.3			武蔵野市『「団塊世代」市民アンケート調査報告書』			
2004.4				コミュニティ評価の「目的と指針」は協議会側が承認、「自己点検・評価表」に5段階評価を導入、協議会に共通する課題として「コミュニティ像の共有」「住民参加による運営」「活動の活性化・ネットワーク化」「利用しやすいコミセンづくり」「公平・公正な運営」「リーダーシップの育成」を挙げる。		第2期コミュニティ評価委員会（～2006.3、報告書2006.3）
2004.5		『武蔵野市地域の力を活かしたまちづくり委員会報告書』、都市整備部まちづくり推進課	地域の力で元気な創造的まちを	討議課題は「ネットワークづくりによるコミュニティ活動の充実」「コミュニティづくりのための人材の確保と活用」「コミュニティ活動の活性化」の3つ。	第4期あり方懇談会（～2005.4、報告書2005.6）	

2004.12			武蔵野市コミュニティ条例一部改正（指定管理者制度の導入）			
2005.3	武蔵野市第4期長期計画（～2014）					
2005.4			指定管理者制度に移行（改正コミュニティ条例の施行）			
2005.4			コミセン同士のネットワーク事業に対して補助金新設（コミ研連の予算から）			
2005.5				討議課題は「魅力あるコミセン・協議会とは（コミュニティづくりのための人材確保と活用）」「地域に愛されるコミセンとは（“夢語り”）」「安全・安心のまちづくり」の3つ。	第5期あり方懇談会（～2006.4、報告書 2006.6）	
2005.6		市民活動の活性化と協働の推進のための各種計画（下記委員会の要綱策定）	1) コミュニティの活性化、2) コミセンの管理・運営、3) 協働推進体制の整備			
2005.10.	邑上守正市長（5代目）					
2005.12		武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会（～2007.3）				
2006.1					武蔵野市NPO・市民活動ネットワークの結成。市民と市長のタウンミーティング開始（コミュニティ協議会と共催、年8回開催）	

2006.4						各コミュニティの自己評価(～2007.3)平成18年度「自己点検・評価表」
2006.5	第4期長期計画の見直し(庁内推進本部設置・市職員)			討議課題は「安全・安心のまちづくり」「武蔵野市のコミュニティの歩みと展望」「自己点検・自己評価への取り組み」「人材ネットワークづくり(人材リストの作成)の4つ。	第6期あり方懇談会(～2007.4、報告書2007.6)	
2006.8				コミセンの広報充実のためHPだけでなく、紙媒体による広報も合わせて進めていく。	コミ研連ホームページ部会が「広報部会」と名称変更	
2006.9	第4期長期計画の見直し(市民会議設置・公募市民)					
2007.3		武蔵野市NPO活動促進基本計画(平成19年度～平成23年度)	NPO・市民活動促進3原則、市民協働5原則、NPO・市民活動サポートセンターの整備			
2007.4	第4期長期計画の見直し(策定委員会設置・田村)					各コミュニティの自己評価(～2008.3)
2007.5				討議課題は「人材ネットワークづくり(活用のルールづくり)」「地域団体との連携」「活動の自己評価のあり方」の3つ。	第7期あり方懇談会(～2008.4、報告書2008.6)	
2007.9		「市民協働サロン」オープン(市役所西棟7階)				

2008.2	武蔵野市第4期 長期計画・調整 計画策定（2008 ～2012）（田村）		地域コミュニティの更なる活性化と、コミュニティとコミュニティセンターのあり方を広く検討するために「第6期コミュニティ市民委員会」を設置する。			
2008.3			武蔵野市「市民協働ハンドブック」2008年版		評価委員会報告書の提出によりコミュニティフォーラム開催	平成19年度武蔵野市コミュニティ評価「自己点検・評価表」
2008.4				評価項目は「運営の工夫・利用者の満足度の向上」「適正な運営」「施設・設備の管理」「協議会が活動の中で認識している課題」、加えて「当該コミュニティ協議会の特質」を記した。総括として指定管理者としてのコミュニティ協議会は、適正に管理・運営されていると評価。		第3期コミュニティ評価委員会（～2010.3）
2008.5				討議課題は「地域の課題を解決するためにコミセンにできること」「利用者アンケートの実施」「自己点検・評価のコミュニティづくりへの生かし方」の3つ。	第8期あり方懇談会（～2009.4、報告書2009.6）	
2008.8		第6期武蔵野市 コミュニティ市 民委員会（～ 2010.3）（高田）	1）地域の活力を高めるコミュニティのあり方、2）地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの機能の強化、3）コミュニティセンターの移転、新			

			築、改修、4) コミュニティ活動の活性化			
2009.4				討議課題は「利用者アンケートの活用」「自己点検・評価表の見直し」の2つ。評価の大項目に「活動の活性化」を追加。	第9期あり方懇談会(～2010.4、報告書 2010.6)	
2010.5				「友達づくりのお手伝い」をめぐって、討議課題は以下の3つとした。「高齢者と子どもの居場所づくり」「イベントの進め方や見直し」「窓口対応・利用し易いコミセン」。	第10期あり方懇談会(～2011.5、報告書 2011.7)	
2010.8	武蔵野市第5期長期構想・長期計画策定開始(山本)					
2011.7				討議課題は「コミュニティと防災」(コミセンは災害時に地域に対しどのようなことができるか)に限定。	第11期あり方懇談会(～2012.4、報告書 2012.5)	
2012.1	武蔵野市第5期長期構想・長期計画策定、市議会で可決(2012～2021)		「地域のつながりの共有」という施策の実行計画事業として「コミュニティのあり方の検討」と「コミュニティセンターの機能の検討と設備の計画的な更新」が挙げられている。			
2012.3				第1回コミセン・スタンプラリー(以後毎年)		
2012.6				討議課題は「コミセンが地域に果たす役割」。その内容は「コミセンと地域の	第12期あり方懇談会(～2013.4、報告書 2013.5)	

				諸団体との関わり調査」「利用者アンケートの各問の5段階評価」を行った。		
2012.10			これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査(アンケート、ワークショップ、グループインタビュー)(～2013.3)			
2012.12				新八幡町コミュニティセンター開館		
2013.4		地域防災計画(2013年修正)	コミセンは「災害時地域支え合いステーション」として指定			
2013.5				討議課題は「地域の人と人との繋がりについて」。その内容は「各みせんの人・団体との繋がりづくり」「地域住民への呼び掛け方法」「市民の関心を引くイベント」について。	第13期あり方懇談会(～2014.4)	
2013.9		これからの地域コミュニティ検討委員会(～2014.12)	地域コミュニティを超えたコミュニティづくりを念頭に、「コミュニティ構想」「自主3原則」「行政の役割」「コミュニティ協議会」について新たな見方を導入。			
2014.12		上記委員会提言書提出				